〈資料編〉

[目 次]

<-	一般対策編〉
\	- バス <i>ハ</i> リンド //冊 /

1	防災関係機関·団体等······1
2	土石流危険渓流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3	急傾斜地崩壊危険区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4	山地災害危険地区・・・・・・・11
5	災害時相互連携協定等一覧 · · · · · · · · 15
6	消防団の組織体制等・・・・・・・・17
7	指定緊急避難所・・・・・・・・・・・・・・・・18
8	指定避難所・・・・・・・・19
9	指定福祉避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・20
10	要配慮者利用施設一覧 · · · · · · 20
11	防災ヘリコプター緊急離着陸場・・・・・・・21
12	腕章等22
13	自衛隊へリコプター発着場の基準等・・・・・・・・・・24
14	村内の機関と連絡担当班・・・・・・・・25
15	岐阜県災害救助法施行細則・・・・・・・・・・・・26
16	救助別報告事項 · · · · · · · 35
17	応急仮設住宅建設可能用地・・・・・・・・・・37
18	一時集積配分拠点 · · · · · · · · 37
19	災害時廃棄物仮置場・・・・・・・・・・・・・・・・37
20	大規模災害時の死体一時安定所・・・・・・・・37
/ 沙出 [7]	
	方防災段階別活動編〉
	林野火災活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	建物火災活動 · · · · · · · 42
3-]	1. 集中豪雨、異常気象災害活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 45
3 -2	2. 台風災害活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 47
4.	地震災害活動
5.	航空機事故災害活動・・・・・・・55
6.	大交通事故災害活動 · · · · · · 57
7	化学物質流出事故災害活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

1 防災関係機関・団体等

(1) 東白川村

機関名	所 在 地	電話番号
東白川村役場	加茂郡東白川村神土548	0574-78-3111

(2)消防

機関	名	所 在 地	電話番号
可茂消防事務組合	東白川分遣所	加茂郡東白川村神土635-1	0574-78-3110
可茂消防事務組合	東消防署	加茂郡白川町河岐1873-2	0574-72-1641
可茂消防事務組合	消防本部	美濃加茂市加茂川3-7-7	0574-26-0119

(3) 岐阜県

機関名	所 在 地	電話番号
岐阜県危機管理部 (防災課)	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111(代)
災害情報集約センター	同上	058-272-1034
防災交流センター	岐阜市下奈良3-11-6	058-277-5380
広域防災センター	各務原市川島小網町2151	0586-89-4191
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
岐阜県警察本部	岐阜市藪田南2-1-1	058-271-2424
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井2610	0574-25-0110
加茂警察署 東白川警察官駐在所	加茂郡東白川村神土574-3	0574-78-2004

(4) 指定地方行政機関等

機関名	所 在 地	電話番号
中部管区警察局	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-6000
東海財務局 岐阜財務事務所	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎内	058-247-4111(代)
東海北陸厚生局	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-8831
東海農政局	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271 (内線)2416 052-211-1810(直)
東海農政局 岐阜農政事務所	岐阜市中鶉2-26	058-271-4108
中部森林管理局 名古屋事務所	名古屋市熱田区熱田西町1-20	052-683-9205(直) 052-683-9243(直)
中部森林管理局 岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島1643-2	0576-62-3121
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683
中部近畿鉱山保安監督部	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0558(直)
中部運輸局	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-952-8049
東海総合通信局	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9618
岐阜労働局	岐阜市金竜町5-13	058-245-8103 (内線)221

機関名	所 在 地	電話番号
国土交通省 中部地方整備局(三 の丸舎)	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8357 052-953-8119(代)
国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1丁目36-1	058-271-9811
岐阜国道事務所 美濃加茂国道 維持出張所	美濃加茂市本郷3-1-14	0574-26-2151
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4108

(5) 自衛隊

機関名	所 在 地	電話番号
自衛隊岐阜地方協力本部	岐阜市長良福光2675-3	058-232-3127
美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-7495
陸上自衛隊第10師団第35普通科 連隊	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191 (昼間内線)461 (夜間内線)477
航空自衛隊岐阜基地企画部	各務原市那加官有地無番地	0583-82-1101
航空自衛隊小牧基地防衛部	愛知県小牧市春日寺1-1	0568-76-2191

(6) 指定公共機関

機関名	所 在 地	電話番号
中部電力株式会社加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16	0574-28-3111
NTT西日本岐阜支店災害対策室	岐阜市八ッ寺1-15	058-265-3685
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561
日本郵政公社東海支社東白川郵便 局	加茂郡東白川村神土582-15	0574-78-2242
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町12-3	058-265-8051
東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市立石2484	0574-25-2889
日本貨物鉄道(株)岐阜営業支店	岐阜市今嶺4-18-1	058-276-0571

(7) 指定地方公共機関

機関名	所 在 地	電話番号
岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771
東白川村社会福祉協議会	加茂郡東白川村神土697-1	0574-78-2059
(株)岐阜放送	岐阜市今小町8	058-264-1181
岐阜新聞 美濃加茂総局	美濃加茂市太田町本町2-10-19	0574-25-3675
中日新聞 美濃加茂通信局	美濃加茂市古井町下古井652	0574-25-7788
読売新聞 多治見通信部	多治見市青木町3-2	0572-24-0091
中部経済新聞	多治見市精華町73	0572-23-7812
朝日新聞 岐阜東部支局	多治見市音羽町4-21	0572-22-0745

(8) 病院・診療所・医院

機関名	所 在 地	電話番号
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち1丁目1	0574-66-1100
県立下呂温泉病院	下呂市森2211	0576-23-2222
白川病院	加茂郡白川町坂ノ東5770	0574-72-2222
中津川市民病院	中津川市駒場1522-1	0573-66-1251
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973-6	0576-32-2121
東白川村国保診療所	加茂郡東白川村五加3210	0574-78-2023
河村医院	中津川加子母5061-9	0573-79-2033
みお医院	中津川市付知町広島野2711-1	0573-82-5211

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設

機関名	所 在 地	電話番号
めぐみの農協東白川支店	加茂郡東白川村神土548	0574-78-3131
めぐみの農協東白川支店給油所	加茂郡東白川村神土482-1	0574-78-2175
東白川村商工会	加茂郡東白川村神土582-1	0574-78-2275
東白川村森林組合	加茂郡東白川村越原46-1	0574-78-2009
可茂建設業協会	美濃加茂市太田1874	0574-26-1255
可茂衛生施設利用組合	可児市塩河839	0574-65-4111

2 土石流危険渓流

(1) 土石流危険渓流

(1)	上/口 (川)							
番号	水系名	河川名	渓流名	所 在 地	保全対 象人家 戸数	砂防指 定地の 指定	土砂災 害警戒 区域の 指定	土砂災 害勢別の 場別の 定
1	飛騨川	白川	大口北谷	神土大口	1	有	有	有
2	飛騨川	白川	後山谷	神土平	19		有	有
3	飛騨川	白川	向山谷、橋向谷1	神土平	0		有	有
4	飛騨川	白川	向山谷、橋向谷2	神土平	0		有	有
5	飛騨川	白川	川向谷	神土平	2	有	有	有
6	飛騨川	白川	反歩向谷1	神土平	5		有	有
7	飛騨川	白川	反歩向谷2	神土平	5		有	有
8	飛騨川	白川	平向谷	神土平	1		有	有
9	飛騨川	白川	野尻向谷	神土平	3		有	有
10	飛騨川	白川	野尻谷	神土平	6		有	有
11	飛騨川	白川	日向山谷	神土下親田	6		有	有
12	飛騨川	白川	奥屋谷	神土下親田	1		有	有
13	飛騨川	白川	一木谷 1	神土下親田	2		有	有
14	飛騨川	白川	一木谷 2	神土下親田	3		有	有
15	飛騨川	白川	一木谷 3	神土下親田	3		有	有
16	飛騨川	白川	水上谷	神土下親田	3		有	有
17	飛騨川	白川	下屋洞谷	神土上親田	14		有	有
18	飛騨川	白川	大野谷	神土上親田	7		有	有
19	飛騨川	白川	上親田谷	神土上親田	3	有	有	有
20	飛騨川	白川	山下谷1	神土神付	4		有	有
21	飛騨川	白川	神付川	神土神付	4	有	有	
22	飛騨川	白川	中谷	神土中谷	5	有	有	有
23	飛騨川	白川	宮洞谷	神土西洞	4		有	有
24	飛騨川	白川	新田谷	神土西洞	3		有	有
25	飛騨川	白川	西洞谷	神土西洞	3		有	
26	飛騨川	白川	中屋谷	神土西洞	5		有	有
27	飛騨川	白川	中之谷	神土西洞	1	有	有	有
28	飛騨川	白川	猪薙谷	神土西洞	2		有	有
29	飛騨川	白川	度々向谷1	神土西洞	2		有	有
30	飛騨川	白川	度々向谷2	神土中谷	3		有	有
31	飛騨川	白川	畑洞谷	神土西洞	2	有	有	有
32	飛騨川	白川	片倉谷	神土西洞	1		有	有
33	飛騨川	白川	野道谷	神土西洞	1		有	有
34	飛騨川	白川	曲坂川	越原曲坂	17		有	有
35	飛騨川	白川	長畑谷1	越原曲坂	1		有	有

					l	1		
36	飛騨川	白川	長畑谷2	越原曲坂	9		有	有
37	飛騨川	白川	奥外戸谷	越原曲坂	3		有	有
38	飛騨川	白川	洞山谷	越原曲坂	3		有	有
39	飛騨川	白川	境谷2	越原曲坂	0		有	有
40	飛騨川	白川	山下谷2	越原日向	7	有	有	
41	飛騨川	白川	山下谷3	越原日向	7	有	有	有
42	飛騨川	白川	日向谷	越原日向	4	有	有	有
43	飛騨川	白川	中出谷	越原日向	5	有	有	有
44	飛騨川	白川	杉谷	越原日向	3	有	有	
45	飛騨川	白川	中山谷	越原日向	2		有	有
46	飛騨川	白川	上高旗谷	越原日向	2		有	有
47	飛騨川	白川	東杉谷	越原日向	4		有	有
48	飛騨川	白川	境谷	越原日向	1		有	有
49	飛騨川	白川	栃枝谷	越原陰地	5		有	有
50	飛騨川	白川	手掛岩谷	越原陰地	5	有	有	
51	飛騨川	白川	上田谷	越原陰地	5		有	有
52	飛騨川	大明神川	砂場谷	越原陰地	2		有	有
53	飛騨川	白川	柄谷	越原陰地	5	有	有	
54	飛騨川	大明神川	中根谷	越原陰地	2		有	有
55	飛騨川	白川	井の洞谷	越原陰地	3		有	有
56	飛騨川	大明神川	下木屋谷	越原栃山	2		有	有
57	飛騨川	大明神川	上木屋谷	越原栃山	2		有	有
58	飛騨川	大明神川	十一谷	越原栃山	0		有	有
59	飛騨川	大明神川	小三地谷	越原栃山	1		有	有
60	飛騨川	大明神川	石田谷	越原栃山	3		有	有
61	飛騨川	大明神川	都加太地谷	越原栃山	1		有	有
62	飛騨川	大明神川	十一下谷	越原栃山	2		有	有
63	飛騨川	大明神川	黒渕谷	越原黒渕	5		有	有
64	飛騨川	大明神川	穴沢谷	越原黒渕	7		有	有
65	飛騨川	大明神川	泓谷	越原黒渕	1		有	有
66	飛騨川	大明神川	松山谷	越原黒渕	0		有	有
67	飛騨川	大明神川	境谷1	越原大明神	2		有	有
68	飛騨川	大明神川	五斗内谷	越原大明神	0		有	有
69	飛騨川	大明神川	出合谷 1	越原大明神	7		有	有
70	飛騨川	大明神川	出合谷 2	越原大明神	4		有	有
71	飛騨川	大明神川	小峠谷	越原大明神	2		有	有
72	飛騨川	大明神川	新巣川	越原大明神	4	有	有	有
73	飛騨川	大明神川	垂洞谷	越原大明神	2	有	有	有
74	飛騨川	大明神川	無洞谷	越原大明神	2		有	有
75	飛騨川	大明神川	明神谷	越原大明神	4	有	有	有
76	飛騨川	大明神川	槇谷	越原大明神	4	有	有	有
77	飛騨川	白川	悪比良谷	五加柏本	3		有	有
		•	•	•	•	•	•	

70	20K #9V 1 1 1	4111	五日初か	749444			+	+
78	飛騨川	白川	西屋洞谷	五加柏本	4		有	有
79	飛騨川	白川	谷比良谷	五加柏本	0		有	有
80	飛騨川	白川	段の上谷	五加柏本	3		有	有
81	飛騨川	白川	柏本川	五加柏本	12	有	有	有
82	飛騨川	白川	柳洞谷	五加柏本	11		有	有
83	飛騨川	白川	木戸場谷	五加宮代	7		有	有
84	飛騨川	白川	高根谷	五加宮代	2		有	有
85	飛騨川	白川	袖畑前谷	五加大沢	7		有	有
86	飛騨川	白川	欠の比良谷	五加大沢	3	有	有	有
87	飛騨川	白川	森の平谷	五加大沢	8	有	有	有
88	飛騨川	白川	大沢谷	五加大沢	3	有	有	
89	飛騨川	白川	本洞谷	五加下野	22		有	有
90	飛騨川	白川	清水谷	五加下野	3		有	有
91	飛騨川	白川	門洞谷	五加久須見	0	有	有	
92	飛騨川	白川	神土6	神土平	27	有	有	有
93	飛騨川	白川	神土12	神土平	5	有	有	有
94	飛騨川	白川	神土13	神土平	5	有	有	有
95	飛騨川	白川	神土 14	神土平	5	有	有	有
96	飛騨川	白川	神土15	神土平	6	有	有	有
97	飛騨川	白川	神土16	神土平	5	有	有	有
98	飛騨川	白川	神土17	神土親田	1	有	有	有
99	飛騨川	白川	神土18	神土親田	2	有	有	有
100	飛騨川	白川	神土19	神土親田	2	有	有	有
101	飛騨川	白川	神土1	神土神付	4		有	有
102	飛騨川	白川	神土2	神土中通	0		有	有
103	飛騨川	白川	神土3	神土中通	1		有	有
104	飛騨川	白川	神土4	神土中通	21		有	有
105	飛騨川	白川	神土5	神土中通	20		有	有
106	飛騨川	白川	神土7	神土中谷	7	有	有	有
107	飛騨川	白川	神土8	神土中谷	10	有	有	有
108	飛騨川	白川	神土9	神土西洞	2		有	有
109	飛騨川	白川	神土10	神土西洞	2		有	有
110	飛騨川	白川	神土11	神土西洞	6		有	有
111	飛騨川	白川	越原1	越原曲坂	10	有	有	有
112	飛騨川	白川	越原2	越原曲坂	8		有	有
113	飛騨川	白川	越原3	越原曲坂	12		有	有
114	飛騨川	白川	越原4	越原曲坂	6		有	有
115	飛騨川	白川	越原 5	越原曲坂	6		有	有
116	飛騨川	白川	越原 10	越原曲坂	5		有	有
117	飛騨川	白川	越原9	越原日向	2	有	有	有
118	飛騨川	白川	越原6	越原陰地	5		有	有
119	飛騨川	白川	越原 11	越原陰地	10		有	有
110	/15個 十 / 「	₩/"	☆/小 11	101/17 TE	10		. [1]	. [7]

120	飛騨川	大明神川	越原 12	越原栃山	2		有	
121	飛騨川	大明神川	越原 13	越原栃山	1		有	有
122	飛騨川	大明神川	越原 19	越原黒渕	8		有	有
123	飛騨川	大明神川	越原 20	越原黒渕	15		有	有
124	飛騨川	大明神川	越原 21	越原黒渕	16		有	有
125	飛騨川	大明神川	越原 22	越原黒渕	11		有	有
126	飛騨川	大明神川	越原7	越原大明神	5	有	有	有
127	飛騨川	大明神川	越原8	越原大明神	6	有	有	有
128	飛騨川	大明神川	越原 14	越原大明神	2		有	有
129	飛騨川	大明神川	越原 15	越原大明神	4		有	
130	飛騨川	大明神川	越原 16	越原大明神	1		有	有
131	飛騨川	大明神川	越原 17	越原大明神	2		有	有
132	飛騨川	大明神川	越原 18	越原大明神	2		有	有
133	飛騨川	大明神川	越原 23	越原大明神	10		有	有
134	飛騨川	白川	五加1	五加柏本	12		有	有
135	飛騨川	白川	五加 2	五加柏本	11		有	有
136	飛騨川	白川	五加 3	五加柏本	12		有	有
137	飛騨川	白川	五加 4	五加柏本	8		有	有
138	飛騨川	白川	五加 5	五加柏本	10		有	有
139	飛騨川	白川	五加 6	五加柏本	10		有	有
140	飛騨川	白川	五加7	五加下野	15	有	有	有

3 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	所在地	保全対象 人家戸数	急傾斜地崩 落危険区域 の指定	土砂災害警 戒区域の指 定	土砂災害警 戒特別区域 の指定
1	大口1	神土大口	3		有	有
2	大口2	神土大口	1		有	有
3	大口3	神土大口	9		有	有
4	上小林	神土平	5	有	有	有
5	大野	神土平	2	有	有	有
6	渡場	神土平	4		有	有
7	反歩向1	神土平	6		有	有
8	反歩向 2	神土平	1		有	有
9	平1	神土平	5	有	有	有
10	平2	神土平	2		有	有
11	平3	神土平	4		有	有
12	平4	神土平	3		有	有
13	平5	神土平	1		有	有
14	平下1	神土平	19	有	有	有

15	平下2	神土平	3		 有	有
16	平下3	神土平	4		 有	有
17	平上	神土平	8	有	有	有
18	下親田1	神土下親田	1	7.77	有	有
19	下親田2	神土下親田	3		有	有
20	長瀞1	神土上親田	1		有	有
21	長瀞2	神土上親田	1		有	有
22	中通1	神土中通	2		有	有
23	中通2	神土中通	0		有	有
24	加舎尾	神土加舎尾	3		 有	有
25	西洞1	神土西洞	1		有	有
26	西洞10	神土西洞	3		有	有
27	西洞11	神土西洞	0		有	有
28	西洞12	神土西洞	1		有	有
29	西洞2	神土西洞	0		有	有
30	西洞3	神土西洞	1		有	有
31	西洞4	神土西洞	1		有	有
32	西洞 5	神土西洞	1		有	有
33	西洞 6	神土西洞	4		有	有
34	西洞7	神土西洞	1		 有	有
35	西洞8	神土西洞	2		 有	有
36	西洞 9	神土西洞	2		 有	有
37	曲坂	越原曲坂	2		 有	有
38	中山1	越原日向	11		有	有
39	中山2	越原日向	4		有	有
40	日向1	越原日向	2	有	 有	有
41	日向2	越原日向	3		 有	有
42	日向3	越原日向	1		有	有
43	日向4	越原日向	1		有	有
44	日向5	越原日向	2		有	有
45	日向平	越原日向	4		有	有
46	陰地1	越原陰地	8	有	有	有
47	陰地2	越原陰地	3		有	有
48	陰地3	越原陰地	5		有	有
49	陰地4	越原陰地	0		有	有
50	岩倉1	越原陰地	1		有	有
51	岩倉2	越原陰地	1		有	有
52	菊久里1	越原陰地	2		有	有
53	菊久里 2	越原陰地	3		有	有
54	栃山1	越原栃山	3		有	有
55	栃山2	越原栃山	0		有	有
56	黒渕 1	越原黒渕	2	有	有	有

57	五斗内	越原大明神	2		 有	有
58	山手	越原大明神	2		 有	有
59	大明神 1	越原大明神	5		有	有
60	大明神 2	越原大明神	1		有	有
61	田の頭比良下	五加柏本	4	有	有	有
62	柏本1	五加柏本	5		有	有
63	柏本10	五加柏本	1		有	有
64	柏本2	五加柏本	3		有	有
65	柏本3	五加柏本	3		有	有
66	柏本4	五加柏本	2		有	有
67	柏本5	五加柏本	8		有	有
68	柏本6	五加柏本	6		有	有
69	柏本7	五加柏本	2		有	有
70	柏本9	五加柏本	1		有	有
71	社辺1	五加宮代	3		有	有
72	社辺2	五加宮代	1		有	有
73	酒屋畑	五加宮代	3		有	有
74	鎌倉	五加大沢	1		有	有
75	生姜洞	五加大沢	2		有	有
76	大沢1	五加大沢	5		有	有
77	大沢2	五加大沢	1		有	有
78	大沢3	五加大沢	0		有	有
79	中屋波反	五加大沢	0		有	有
80	下野1	五加下野	2		有	有
81	下野2	五加下野	2		有	有
82	下野3	五加下野	0		有	有
83	久須見1	五加久須見	0		有	有
84	久須見2	五加久須見	0		有	有
85	門洞	五加久須見	2		有	有
86	神土11	神土平	5		有	有
87	神土15	神土平	3		有	有
88	神土17	神土平	1		有	有
89	神土5	神土親田	0		有	有
90	神土12	神土親田	4		有	有
91	神土13	神土親田	3		有	有
92	神土 18	神土親田	2		有	有
93	神土2	神土中通	0		有	有
94	神土4	神土中通	0		有	有
95	神土16	神土中通	1		有	有
96	神土10	神土中通	2		有	有
97	神土6	神土神付	3		有	有
98	神土1	神土中谷	1		有	有

99	神土7	神土中谷	2		有	有
100	神土 14	神土中谷	1		有	有
101	神土3	神土加舎尾	1		有	有
102	神土8	神土加舎尾	2		有	有
103	神土9	神土加舎尾	2		有	有
104	越原1	越原曲坂	8		有	有
105	越原3	越原曲坂	4		有	有
106	越原4	越原曲坂	2		有	有
107	越原 5	越原曲坂	2		有	有
108	越原 6	越原曲坂	3		有	有
109	越原8	越原曲坂	3		有	有
110	越原2	越原日向	1		有	有
111	越原 11	越原日向	3		有	有
112	越原9	越原陰地	4		有	有
113	越原 10	越原陰地	2		有	有
114	越原 12	越原陰地	2		有	有
115	越原 13	越原栃山	2		有	有
116	越原7	越原黒渕	1		有	有
117	五加1	五加柏本	2		有	有
118	五加 2	五加柏本	3		有	有
119	五加3	五加柏本	3	有	有	有
120	五加 4	五加柏本	4		有	有
121	五加 5	五加久須見	2	有	有	有

(2) 地滑り危険箇所

番号	箇所名	所在地	保全対象 人家戸数	区域の指定	土砂災害警 戒区域の指 定	土砂災害警 戒特別区域 の指定
01	大明神	越原大明神	0	有	有	

4 山地災害危険地区

(1) 崩壊土砂流出危険地区

18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 越原字上高旗 2 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字東洞 6 国道 25 中根 速原字境谷 6 国道 26 中根No.2 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 期, 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字部加太地 1 県道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	番号	明聚土砂流出厄图 	所在地(大字・字)	保全人家戸	公共その他
02 段上 五加字段上 24 県道 月道 付道 付道 付道 付道 付道 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	01		五加字垂洞		県道・林道
03 段上No2 五加字段上 16 村道 04 柳洞 五加字柳洞 5 県道・村道 05 譲棄 五加字譲棄 9 県道・村道 06 大根 神土字大根 7 県道・林道 07 白草 神土字白草小坂 - 県道 08 立野1 神土字立野 5 村道 09 立野2 神土字弦橋 9 村道 11 猿橋No2 神土字猿橋 3 村道 12 本洞 神土字猿橋 3 村道 13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字明ヶ洞 - 県道・村道 15 開ヶ洞 神土字馬前不東 - 学校 16 馬崩谷東 神土字馬前 - 場療所・保健セッケ・国 17 鈴原 神土字振月 1 村道 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字和回 3 村道 20 上高旗 2 村道 21 上高旗へ 2 村道 22 本洞へ1 越原字上高旗 2 村道 23 本洞へ2 越原字上高旗 26 村道 24 境谷 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字本洞 5 村道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No2 越原字中根 - 国道 27 都加太地 越原字市 8 県道・林道 28 都加太地 北道 40 林道 29 富田 越原字市 40 林道 30 穴沢 越原字穴沢 46 林道 30 穴沢の3 越原字穴沢 46					
04 柳洞 五加字練業 9 県道・村道 05 譲業 五加字譲業 9 県道・村道 06 大根 神土字大根 7 県道・林道 07 白草 神土字白草小坂 - 県道 08 立野1 神土字立野 5 村道 09 立野2 神土字立野 8 村道 10 猿橋 神土字猿橋 9 村道 11 猿橋Na2 神土字猿橋 3 村道 12 本洞 神土字長尾 10 村道 村道 13 長尾 神土字月と中 3 村道 サ道 14 上ゴウ路 神土字馬がる東 - 学校 15 開ヶ洞 中土字毎月 3 参療所・保健セクー・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 海山山 越原字洞山 3 村道 村道 10 上高旗 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>					
05 酸葉 五加字酸葉 9 県道・村道 06 大根 神土字大根 7 県道・林道 07 白草 神土字立野 5 村道 08 立野1 神土字立野 8 村道 09 立野2 神土字立野 8 村道 10 猿橋 神土字猿橋 9 村道 11 猿橋No.2 神土字猿橋 3 村道 12 本洞 神土字猿橋 9 村道 12 本洞 神土字表稿 9 村道 13 長尾 神土字月の 6 村道 14 上ゴウ路 神土字月の - 県道・村道 15 開ヶ洞 神土字馬前谷東 - 学校 17 鈴原 神土字坂ノ上 1 村道 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字上高族 2 村道					
06 大根 神土字大根 7 県道・林道 07 白草 神土字白草小坂 - 県道 08 立野1 神土字立野 5 村道 09 立野2 神土字立野 8 村道 10 猿橋 神土字弦橋 9 村道 11 猿橋No.2 神土字猿橋 9 村道 11 猿橋No.2 神土字猿橋 9 村道 12 本洞 神土字猿橋 9 村道 12 本洞 神土字表洞 6 村道 13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字月ヶ洞 - 県道・村道 15 開ヶ洞 神土字馬前谷東 - 学校 16 馬崩谷東 神土字馬前谷東 - 学校 17 鈴原 神土字野/洞 - 財道・村道 18 坂ノ上 神土字坂/上 1 村道 19 洞山 越原宇洞山 3 村道 20 上高旗 越原宇上高旗 2 村道 21 上高旗 越原宇本洞 5 村道 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td>				_	
07 白草 神土字白草小坂 - 県道 08 立野1 神土字立野 5 村道 09 立野2 神土字立野 8 村道 10 猿橋 神土字猿橋 9 村道 11 猿橋No.2 神土字猿橋 3 村道 12 本洞 神土字猿橋 9 村道 12 本洞 神土字猿橋 9 村道 12 本洞 神土字猿橋 9 村道 12 本洞 神土字表層 6 村道 13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字扇ヶ洞 - 県道・村道 15 開ヶ洞 中土字馬扇谷東 - 学校 16 馬崩谷東 中土字馬扇谷東 - 学校 17 鈴原 神土字男房 3 診療所・保健セクー・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字川山 3 村道 20 上高旗 越原字上高旗 2 村道 21 上高旗へと高旗 村道 村道 村道 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
08 立野1 神土字立野 5 村道 09 立野2 神土字立野 8 村道 10 猿橋 神土字猿橋 9 村道 11 猿橋№2 神土字猿橋 3 村道 12 本洞 神土字表稿 6 村道 12 本洞 神土字長尾 10 村道 13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字見ヶ洞 - 県道・村道 15 開ヶ洞 中土字開ヶ洞 - 県道・村道 16 馬扇谷東 - 学校 17 鈴原 神土字馬扇谷東 - 学校 18 坂ノ上 神土字馬扇谷東 - 学校 18 坂ノ上 神土字島原 3 診療所・保健セッチ・国 18 坂ノ上 村道 サ道 20 上高族 連原字上高族 2 村道 21 上高族の字上高族 2 村道 22 本洞№1 18 村道 23 本洞№2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字本洞 5 村道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No2 越原字中根 2 国道 26			·	_	.,,
09 立野2 神土字立野 8 村道 10 猿橋 神土字猿橋 9 村道 11 猿橋No.2 神土字猿橋 9 村道 12 本洞 神土字猿橋 3 村道 12 本洞 神土字本洞 6 村道 13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字用ヶ河 - 県道・村道 15 開ヶ洞 神土字開ヶ河 - 県道・村道 16 馬崩谷東 神土字馬崩谷東 - 学校 17 鈴原 神土字歩原 3 診療所・保健セケー・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 越原字上高旗 2 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 - 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字常和 20 京元 21 成				5	
10 猿橋 神士字猿橋 9 村道 11 猿橋No.2 神士字猿橋 3 村道 12 本洞 神士字本洞 6 村道 13 長尾 神士字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神士字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神士字長尾 10 村道 15 開ヶ洞 神士字明ヶ洞 - 県道・村道 16 馬崩谷東 神士字馬崩谷東 - 学校 17 鈴原 神士字馬崩谷東 - 学校 18 坂ノ上 神士字馬崩谷東 - 学校 18 坂ノ上 神士字馬崩谷東 - 学校 19 洞山 越原字洞山 3 詩療所・保健セック・・国 18 坂ノ上 村道 2 村道 20 上高旗 越原字上高旗 2 村道 21 上高旗、No.2 越原字上高旗 2 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 5 村道 23 本洞No.2 越原字東海 - 国道 24 境谷 越原字中根 - 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字市加太地 1 県道 27 都加太地 越原字部加太地 <td>09</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	09				
11 猿橋No.2 神土字猿橋 3 村道 12 本洞 神土字表洞 6 村道 13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字中ノ谷 3 村道 15 開ヶ洞 中土字開ヶ洞 - 県道・村道 16 馬崩谷東 - 学校 17 鈴原 神土字馬扇谷東 - 学校 18 坂ノ上 神土字島原 3 診療所・保健セッチ・国 18 坂ノ上 神土字歩月 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 越原字洞山 3 村道 21 上高旗 越原字上高旗 2 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.1 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字本洞 5 村道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字本加太地 1 県道 <tr< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr<>					
12 本洞 神土字本洞 6 村道 13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字用ケ洞 - 県道・村道 15 開ヶ洞 神土字馬前谷東 - 学校 16 馬崩谷東 神土字馬前谷東 - 学校 17 鈴原 神土字歩月 3 診療所・保健センケー・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 2 村道 21 上高旗 2 村道 22 本洞No.2 越原字上高旗 2 村道 23 本洞No.1 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字春 6 国道 25 中根 越原字境谷 6 国道 26 中根No.2 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 - 国道 27 都加太地 越原字市 1 県道 28 都加太地 1 県道 29 富田 越原字六沢 40 林道 30 穴沢No.2 越原字六沢 46 林道 <tr< td=""><td></td><td></td><td></td><td>_</td><td></td></tr<>				_	
13 長尾 神土字長尾 10 村道 14 上ゴウ路 神土字甲ノ谷 3 村道 15 開ヶ洞 神土字開ヶ洞 - 県道・村道 16 馬崩谷東 神土字馬崩谷東 - 学校 17 鈴原 神土字鈴原 3 診療所・保健センター・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 2 村道 21 上高旗 2 村道 22 本洞No.2 越原字上高旗 2 村道 23 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字東海 6 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 26 中根No.2 越原字和加太地 1 県道 28 都加太地 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字常田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 46 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8					
14 上ゴウ路 神土字中ノ谷 3 村道 15 開ヶ洞 神土字開ヶ洞 - 県道・村道 16 馬崩谷東 神土字馬崩谷東 - 学校 17 鈴原 神土字島原 3 診療所・保健セノチー・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 2 村道 21 上高旗 2 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 2 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字東海 6 国道 24 境谷 越原字境谷 6 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字常加太地 1 県道 30 穴沢 越原字穴沢 46 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
15 開ヶ洞 神土字開ヶ洞 - 県道・村道 16 馬崩谷東 神土字馬崩谷東 - 学校 17 鈴原 神土字歩月 3 診療所・保健セノター・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 2 村道 21 上高旗への2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.2 越原字上高旗 26 村道 23 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 24 境谷 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字中根 - 国道 25 中根 並原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 26 中根No.2 越原字都加太地 1 県道 27 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字部加太地 1 県道 29 富田 越原字京田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字介沢 40 林道 </td <td></td> <td></td> <td>·</td> <td></td> <td></td>			·		
16 馬崩谷東 神土字馬崩谷東 - 学校 17 鈴原 神土字録原 3 診療所・保健センター・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 2 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字境谷 6 国道 25 中根 域原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字流沢 40 林道 30 穴沢 越原字穴沢 46 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
17 鈴原 神土字鈴原 3 診療所・保健セノター・国 18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 越原字上高旗 2 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字境谷 6 国道 25 中根 边原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 26 中根No.2 越原字和加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字部加太地 1 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	16			_	
18 坂ノ上 神土字坂ノ上 1 村道 19 洞山 越原字洞山 3 村道 20 上高旗 越原字上高旗 2 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字東衛 6 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 46 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 8 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	17		神土字鈴原	3	診療所・保健センター・国道
20 上高旗 越原字上高旗 2 村道 21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字本洞 6 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	18	坂ノ上	神土字坂ノ上	1	村道
21 上高旗No.2 越原字上高旗 26 村道 22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字境谷 6 国道 25 中根 边原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	19	洞山	越原字洞山	3	村道
22 本洞No.1 越原字本洞 18 村道 23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字境谷 6 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	20	上高旗	越原字上高旗	2	村道
23 本洞No.2 越原字本洞 5 村道 24 境谷 越原字境谷 6 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	21	上高旗No.2	越原字上高旗	26	村道
24 境谷 越原字境谷 6 国道 25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	22	本洞No.1	越原字本洞	18	村道
25 中根 越原字中根 - 国道 26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	23	本洞No.2	越原字本洞	5	村道
26 中根No.2 越原字中根 2 国道 27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	24	境谷	越原字境谷	6	国道
27 都加太地 越原字都加太地 1 県道 28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	25	中根	越原字中根	-	国道
28 都加太地No.2 越原字都加太地 1 県道 29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	26	中根No.2	越原字中根	2	国道
29 富田 越原字富田 8 県道・林道 30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	27	都加太地	越原字都加太地	1	県道
30 穴沢 越原字穴沢 40 林道 31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	28	都加太地No.2	越原字都加太地	1	県道
31 穴沢No.2 越原字穴沢 46 林道 32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	29	富田	越原字富田	8	県道・林道
32 穴沢No.3 越原字穴沢 8 林道	30	穴沢	越原字穴沢	40	林道
	31	穴沢№.2	越原字穴沢	46	林道
33 松尾 越原字松尾 7 林道	32	穴沢№.3	越原字穴沢	8	林道
	33	松尾	越原字松尾	7	林道
34 小峠 越原字小峠 12 県道・林道	34	小峠	越原字小峠	12	県道・林道
35 山手 越原字山手 8 林道	35	山手	越原字山手	8	林道
36 五斗内No.1 越原字五斗内 6 県道	36	五斗内No.1	越原字五斗内	6	県道
37 五斗内No.2 越原字五斗内 17 県道	37	五斗内No.2	越原字五斗内	17	県道

番号	地区名	所在地 (大字・字)	保全人家戸数	公共その他
38	黒渕	越原字黒渕・小三地	13	県道・林道
39	小三地	越原字小三地	3	林道
40	栃山	越原字栃山	9	林道
41	手掛岩	越原字手掛岩	17	国道・林道
42	手掛岩No.1	越原字手掛岩	20	国道
43	手掛岩No.2	越原字手掛岩	4	国道
44	手掛岩	越原字手掛岩	23	国道
45	菊久里	越原字菊久里	3	国道
46	菊久里No.2	越原字菊久里	15	国道
47	下屋洞	神土字下屋洞	17	国道
48	野々尻	神土字野々尻	0	国道
49	日向方西方	神土字日向方西方	20	林道
50	日向方西方	神土字日向方西方	6	林道
51	日向山	神土字日向山	0	林道
52	小笹裏	神土字小笹裏	9	県道
53	大ダワ	神土字大ダワ	6	県道・林道
54	大シデ	神土字大シデ	8	林道
55	前山	神土字前山	6	村道・林道
56	烏帽子形	神土字烏帽子形	12	林道
57	洞林	神土字洞林	1	林道
58	大陀輪外	五加字大陀輪外	16	林道
59	山椒洞	五加字山椒洞	6	林道
60	本洞	五加字本洞	45	県道・村道
61	後山	神土字後山	35	役場・県道・村道
62	鶴田	神土字鶴田	11	学校・国道・村道
63	境谷	越原字境谷	7	村道
64	小三地	越原字小三地	16	村道
65	桜峠	神土字桜峠	2	国道・村道
66	水上	神土字水上	10	県道・林道
67	日向山	神土字日向山	2	県道
68	清水	五加字清水	11	県道・村道
69	大洞	五加字大洞	13	村道
70	譲葉	五加字譲葉	5	村道
71	出合	越原字出合	12	村道
72	手掛岩	越原字手掛岩	19	国道
73	小九合	五加字小九合	7	県道・林道
74	白草	五加字白草	50	村道
75	中手	五加字中手	9	村道
76	度々向	神土字度々向	10	村道

番号	地区名	所在地 (大字・字)	保全人家戸 数	公共その他
77	猪薙	神土字猪薙	5	村道
78	押場	神士字平介薙	3	村道
79	樋口	神土字樋口	9	村道
80	山下	神土字尾比良	16	村道
81	泓	越原字泓	5	村道
82	陰地	越原字手掛岩	40	国道
83	洞山	越原字洞山	5	林道
84	田代	神土字田代	4	村道
85	岩倉	越原字岩倉	7	村道
86	手掛岩	越原字手掛岩	1	国道
87	中出	越原字中出	0	林道
88	立野	五加字立野	17	村道
89	神土	神士字新巣	2	県道

(2) 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	所 在 地 (大字・字)	保全人家戸数	公共その他
01	小九合	東白川村五加字小九合	8	県道
02	生姜洞	東白川村五加字生姜洞	11	村道
03	新蔵洞	東白川村五加字新蔵洞	25	県道
04	裏山No.1	東白川村五加字裏山	1	県道
05	裏山No.2	東白川村五加字裏山	41	県道
06	段ノ上	東白川村五加字段ノ上	17	県道
07	柳洞	東白川村五加字柳洞	7	村道
08	畑道	東白川村五加字畑道	5	村道
09	悪比良	東白川村五加字悪比良	0	県道
10	木曽渡	東白川村五加字木曽渡	8	県道
11	松葉	東白川村五加字松葉	32	県道
12	本栃	東白川村神土字本栃	17	村道
13	白草	東白川村神土字白草	0	村道
14	踏掛場	東白川村神土字踏掛場	5	集会所・県道
15	反ノ渡	東白川村神士字反ノ渡	4	県道
16	上ノ段	東白川村神士字上ノ段	30	役場・村道
17	鶴田	東白川村神土字鶴田	73	村道
18	前山	東白川村神土字上向	8	村道
19	井杭渕	井杭渕・鶴田	14	学校・国道・村 道
20	鈴原	東白川村神土字釜渕	15	診療所・保健セン ター・国道
21	焼野	東白川村神士字焼野	3	村道

番号	地区名	所 在 地 (大字・字)	保全人家戸数	公共その他
22	中加舎尾	東白川村神士字石畑	0	 国道・墓地
23	田代	東白川村神士字田代	16	 村道
24	山本	東白川村神土字山本	14	村道
25	小豆畑	東白川村神土字小豆畑	3	村道
26	猿橋	東白川村神土字野首・猿橋・ 登尾	1	村道
27	鎌田	東白川村神土字鎌田・水口	0	村道
28	川向	東白川村神土字川向	11	村道
29	前山平	東白川村神土字前山平	4	村道
30	岩倉	東白川村越原字岩倉	12	村道
31	洞山	東白川村越原字洞山	5	村道
32	岩倉	東白川村越原字岩倉	1	村道
33	岩倉No.3	東白川村越原字岩倉	7	村道
34	下高旗	東白川村越原字下高旗	1	村道
35	大林洞	東白川村越原字欠の渕	7	村道
36	中山	東白川村越原字中山	29	村道
37	中根No.1	東白川村越原字中根	22	国道
38	中根No.2	東白川村越原字中根	9	県道
39	小三地	東白川村越原字小三地	7	県道
40	奥屋敷平	東白川村神士字奥屋敷平	0	村道
41	左広	東白川村神土字左広	30	村道
42	兎田和	東白川村神土字兎田和	44	国道・県道
43	細尾	東白川村神土字細尾	0	国道
44	高岩巣	東白川村五加字高岩巣	0	林道
45	蛇抜尾	東白川村五加字蛇抜尾	2	林道
46	烏帽子形	東白川村神土字烏帽子形	1	村道
47	都加太地	東白川村越原字都加太地	3	県道
48	閣	東白川村越原字闇	0	水道施設
49	越原	東白川村越原字中山	16	
50	門洞	東白川村五加字門洞	23	
51	五加	東白川村五加字大切	16	
52	小島	東白川村五加字小島	1	

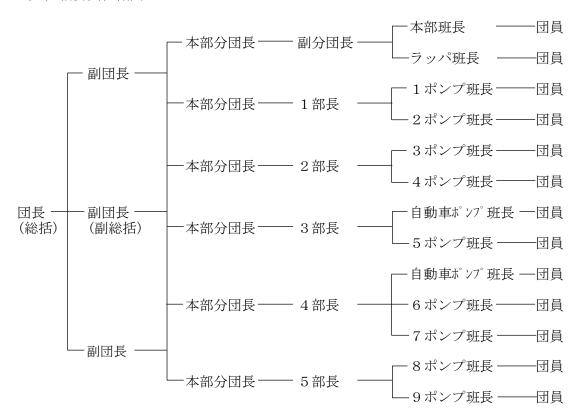
5 災害時相互連携協定等一覧

		協定の相手方	締結日	概要
1	災害支援協力に関する覚書	東白川郵便局	Н9. 6. 24	避難場所・物 資集積所等の 提供
2	可茂市町村消防団消防相互応援 協定	可茂地区市町村間	H11. 4. 30	境界付近にお ける災害対応 支援
3	災害時における石油類燃料の供 給に関する協定	岐阜県石油商業組 合加茂支部	H14. 11. 29	石油類燃料の 優先供給
4	災害時におけるLPガスの供給に 関する協定	(社)岐阜県エルピー ガス協会可茂支部	H14. 11. 29	LPガスの優先 供給
5	東白川村災害時応援協力に関す る協定	東白川村商工会土木建設業部会	H15. 9. 30	被災者の救 出、社会基 盤・避難所の 応急復旧
6	災害時応援協力に関する協定	可茂地区電気工事協議会	H18. 10. 23	被災者の救 出、社会基 盤・避難所の 応急復旧
7	災害応援協力に関する協定	(社)岐阜県公共嘱 託登記士家屋調査 士協会	H21. 9. 24	公共施設等の 被災状況調査 など
8	災害時における相互応援に関す る協定	めぐみの農協	Н23. 6. 27	物資・資機材 の調達、職員 の派遣
9	みのかも定住自立圏災害時にお ける相互応援に関する協定	圏域市町村	H26. 1. 28	災害時の市町 村間支援、物 資の提供、人 員の派遣
1 0	災害時の歯科医療救護に関する 協定	(一)加茂歯科医師 会	H26. 3. 18	歯科医療救護
1 1	災害発生時における村と東白川 村内郵便局の協力に関する協定	東白川村内郵便局	H29. 2. 22	車両・施設提 供等の相互協 力
1 2	可茂地域における災害時相互応 援に関する協定	県事務所及び管内 全市町村	H29. 3. 27	災害時の市町 村間支援、物 資の提供、人 員の派遣
1 3	岐阜県広域消防相互応援協定	県内市町村又は消 防事務組合	H29. 4. 1	災害時のブロ ック間支援
1 4	災害時における応急生活物資の 提供等に関する協定	(有)マツオカ	H29. 7. 12	応急生活物資 の供給
1 5	災害時における相互応援に関す る協定	長野県信濃町	H29. 10. 10	物資・資機材 の提供、職員 の派遣
16	非常災害発生時における土地建 物等の使用に関する協定	中部電力㈱	H29. 12. 18	電力復旧基地 用地の無償貸 与

1 7	岐阜県及び市町村災害時相互応 援協定	岐阜県及び県内全 市町村	Н30. 3. 26	災害時の地域 間支援、物資 の提供、人員 の派遣
1 8	災害時における応急対策活動に 関する協定	岐阜県瓦葺組合可 児・加茂支部	Н30. 11. 1	被災住宅の瓦 屋根損傷部の 応急活動
1 9	災害時における資機材のレンタ ルに関する協定	㈱ダイワテック	H30. 11. 21	資機材の提供(ソーラーシステムハウス他)
2 0	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地 方整備局	H23. 3. 24	リエゾン派 遣、情報交換
2 1	特設公衆電話の設置等に関する 覚書	西日本電話株式会 社岐阜支店	R2. 6. 8	避難所用特設 電話回線の設 置
2 2	災害時における停電復旧に係る 応急措置の実施の支障となる障 害物の除去等に関する協定	中部電力パワーグ リッド 東白川村森林組合	R2. 7. 29	道路支障物除 去について、 直接施行を可 能にする
2 3	災害に係る情報発信等に関する 協定	ヤフ一(株)	R4. 1. 5	災害時の情報 発信
2 4	災害時における応急生活物資供 給に関する協定	生活共同組合コー プぎふ	R4. 2. 15	応急生活物資 の供給

6 消防団の組織体制等

(1)消防団組織図



(2)消防団の組織

(単位:人)

			団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
本		部	1	3	9	1		2	7	23
第	1	部					1	2	20	23
第	2	部					1	2	16	19
第	3	部					1	2	16	19
第	4	部					1	3	20	24
第	5	部					1	2	10	13
	計		1	3	9	1	5	13	89	121

(3)消防機械等の保有状況

(単位:カ所、台)

	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部
詰 所	1	1	1	1	1
器具置き場(車庫含む)	1	1	1	2	1
普通消防ポンプ自動車	0	0	1	1	0
小型動力ポンプ	2	2	1	2	2
小型動力ポンプ積載車	2	2	1	2	2
中型発電機・投光器	1	1	1	1	1

7 指定緊急避難場所

番号	地区	避難場所名称	所在	収容 人数	土砂 災害 対応	地震災害対応	土砂 実戒 区域	土砂 災害 警 特別 区域
1	大口	アゼチ木工所前	神土85番地3	30	0	0		
2	平	役場前駐車場	神土 548 番地	200	0	0		
3	平	中学校校庭	神土 662 番地	500		0	0	
4	平	保健福祉センター駐車場	神土 692 番地 2	30		0	0	
5	平	総合運動場	神土 501 番地	1200	0	0		
6	親田	旧ちびっこ広場	神土 1740 番地 1	50		0	0	0
7	親田	田中屋前交差点	神土 2140 番地 3	30	0	0		
8	親田	上親田集会所前	神土2117番地12	30		0	0	
9	中通	東白川製茶工場前	越原 2654 番地 1	30		0	0	
10	中通	小学校運動場	神土2686番地19	1200	0	0		
11	神付	五葉会館前	神土 3013 番地 1	50	0	0		
12	中谷	中谷集会所前	神土 4438 番地 6	40	0	0		
13	加舎尾	加舎尾クラブ前	神士 4492 番地	40		0	0	
14	西洞	西洞センター前	神土 5131 番地 2	20		0	0	0
15	曲坂	曲坂集会所前	越原132番地5	30		0	0	0
16	日向	越原センター前	越原 500 番地 1	50		0	0	
17	日向	岩野登り口付近	越原 834 番地 11	20	0	0		
18	日向	いのなぎ前交差点	越原761番地3	20	0	0		
19	陰地	旧越原保育園前広場	越原 976 番地 1	300	0	0		
20	陰地	名古屋女子大学舎広場	越原 1121 番地 10	30		0	0	
21	陰地	道の駅茶の里東白川駐車場	越原 1061 番地 3	1000	0	0		
22	栃山	栃山クラブ前	越原 1550 番地 2	30		0	0	
23	黒渕	黒渕クラブ前	越原 1612 番地 6	30	0	0		
24	黒渕	ちびっこ広場	越原 1630 番地 2	30	0	0		
25	黒渕	清水屋前	越原 1758 番地 2	20		0	0	
26	大明神	こまもり会館前	越原 2248 番地 3	30		0	0	
27	大明神	高砂会館前	越原 2157 番地 1	50	0	0		
28	大明神	中田屋前	越原 2472 番地 9	30	0	0		
29	柏本	五加運動場	五加 893 番地 1	1200	0	0		
30	柏本	昭幸園ハウス	五加 741 番地	20	0	0		
31	宮代	五加センター前	五加 1228 番地	30	0	0		
32	大沢	大沢集会所前	五加 1894 番地 3	20		0	0	
33	下野	下野集会所前	五加 2956 番地 1	30		0	0	
34	久須見	久須見集会所前	五加 3432 番地 2	20	0	0		

8 指定避難所

番号	地区	施設名称	所在地	防災無線	面積 (㎡)	収容人員(人)	土砂災害対応	地震災害対応	土災警区の 定 の 定	土災警特区の定 砂害戒別域指
1	神土平	防災センター	神土 755 番地 1	301	379	50		\circ	有	
2	神土平	東白川中学校	神土 647 番地 4	302	2,690	300		0	有	
3	神土平	みつば保育園	神土 535 番地 1	304	745	50	0	0		
4	神土平	村民センター	神土 548 番地	318	838	100	0	0	有	
5	神土平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	505	849	16	0	0	有	
6	神土平	せせらぎ荘	神土 697 番地 1	315	709	10		0	有	
7	神土平	神土交流サロン	神土 587 番地 5	306	146	30		0	有	
8	神土親田	伝承の館	神土 5933 番地	308	173	30		0	有	
9	神土親田	上親田集会所	神土 2117 番地 6	309	45	30	0	0		
10	神土中通	中通集会所	神土 2900 番地 17	310	45	30	0	0		
11	神土中通	東白川小学校	神土 2686 番地 19	303	3,873	300		0	有	有
12	神土神付	五葉会館	神土 3013 番地 1	307	193	30	0	0		
13	神土中谷	中谷集会所	神土 4438 番地	311	42	30	0	0		
14	神土加舎尾	加舎尾集会所	神土 4493 番地	312	78	30		0	有	
15	神土加舎尾	はなのき会館	神土 606 番地 1	305	1, 593	50	0	0		
16	神土加舎尾	はなのき別館	神土 606 番地 1	305	819	120	0	0		
17	神土西洞	西洞センター	神土 5132 番地 4 の 1	313	102	50		0	有	有
18	越原曲坂	曲坂集会所	越原 99 番地 2	321	99	30		0	有	有
19	越原日向	越原センター	越原 500 番地 1	319	384	100	0	0	有	
20	越原陰地	旧越原保育園	越原 976 番地 1	320	106	30	0	0		
21	越原陰地	越原消防コミュニティーセンター	越原 972 番地 9	327	123	15	0	0		
22	越原陰地	陰地集会所	越原 1064 番地 3	322	121	30	0	0		
23	越原栃山	栃山クラブ	越原 1547 番地 4	323	80	30		0	有	
24	越原黒渕	黒渕クラブ	越原 1617 番地 5	324	99	50	0	0		
25	越原黒渕	越原上消防コミュニティーセンター	越原 1976 番地 2	327	123	15		0	有	
26	越原大明神	こまもり会館	越原 2248 番地 4	325	255	50	0	0	有	
27	越原大明神	高砂会館	越原 2157 番地 1		60	15	0	0		
28	五加柏本	五加交流サロン	五加 897 番地	332	168	30	0	0		
29	五加宮代	五加センター	五加 1228 番地	328	400	100	0	0		
30	五加宮代	五加消防コミュニティーセンター	五加 1253 番地 1	327	123	15		0	有	
31	五加大沢	大沢集会所	五加 1894 番地 3	329	60	30		0	有	
32	五加下野	下野集会所	五加 2956 番地 1	330	73	30		0	有	
33	五加久須見	久須見集会所	五加 3432 番地 1	331	45	30		0	有	
		合計				1,880				

9 指定福祉避難所

番号	地区	施設名称	所在地	受入対象者
1	平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	村長が定める者

10 要配慮者利用施設一覧

W F			Z77.1	(浸水想 ※ 水害危	定区域 険情報図)	土砂 災害
事業所名	区分	事業所住所	電話番号	白川	佐広 川	曲坂川	柏本川	警戒 区域
東白川村国保 診療所	一般診療	東白川村五加 3210	78-2023	0				0
東白川村国保 診療所附属介 護老人保健施 設	介護老人保健施設	東白川村五加 3210	78-2023	0				0
東白川村母子 健康センター	助産所	東白川村神土 692-2	78-2100	0				0
東白川村デイ サービスセン ター	通所介護	東白川村神土 697-1	78-3750	0				0
みつば保育園	保育所·認定 子供園等	東白川村神士 535-1	78-2108	0				
東白川小学校	小学校(公 立)	東白川村神土 2686-19	78-2024					0
東白川中学校	中学校(公 立)	東白川村神土 647-4	78-2014	0				0
作業所えがお	指定障害者 福祉サービ ス事業者あ (日中活動)	東白川村越原 408-4	78-3266	0		0		0
グループホー ムほのぼの	グループホ ーム	東白川村越原 16-1-1		0				0

[※]水害危険情報図とは、岐阜県が管理する河川で浸水が想定される区域と浸水深さを示した地図です。

11 防災ヘリコプター緊急離着陸場

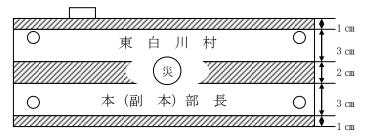
施設名	所 在 地	地積	座 標
東白川総合運動場	東白川村神土 501 番地	88. 74×102. 64	35° 38' 37. 7″N 137° 19' 19. 1″E
はなのき会館駐車場	東白川村神土 606 番地	61. 88×39. 15	35° 38' 44. 7″N 137° 19' 13. 4″E
東白川小学校校庭	東白川村神土 2686 番地 19	97. 19×119. 36	35° 39' 24. 9″N 137° 20' 20. 6″E
東白川中学校校庭	東白川村神土 647 番地 4	116. 23×47. 41	35° 38' 39. 1″N 137° 19' 36. 5″E
越原運動場	東白川村越原 947 番地	40.81×62.32	35° 40' 07. 2″N 137° 21' 58. 4″E
五加運動場	東白川村五加893番地1	40.89×63.98	35° 37' 22. 5″N 137° 17' 23. 8″E
越原上	東白川村越原 1975 番地 5	59.21×30.41	35° 38' 54. 6″N 137° 22' 49. 6″E
親田	東白川村神土 2037 番地 1	66. 73×33.08	35° 38' 51. 6″N 137° 20' 37. 1″E
中川原水辺公園	東白川村神土 902 番地 5	66. 87×42.27	35° 38' 23. 7″N 137° 19' 05. 0″E

12 腕章等

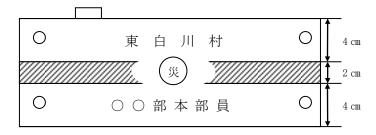
(1) 腕 章

災害応急対策の実施又はその事務にあたる者は、右の腕章を着用するものとする。

ア本部長、副本部長腕章



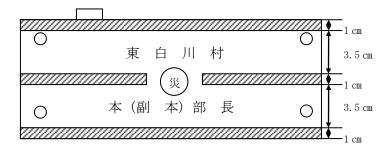
イ 本部員腕章



ウ その他職員腕章

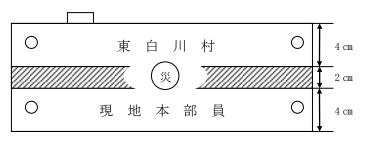


工 現地本部長腕章



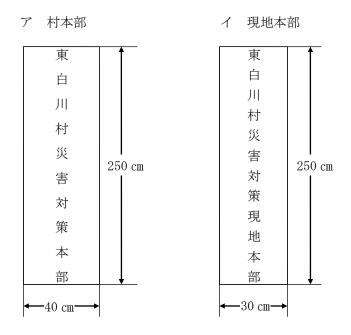
才 現地本部員腕章

- (注)1 腕章の大きさは、長さ38 cm、巾10 cmとする。
 - 2 地は白色、字は黒色とし、線は村本部では赤色、現地本部ではオレンジ色とする。
 - 3 ホック止めとする。



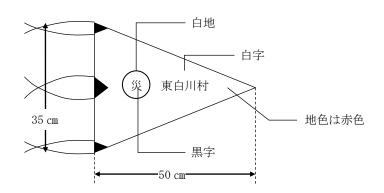
(2)標示

村本部及び現地本部を設置した場合は、設置場所の入り口付近に次の標示を行う。



(3)標旗

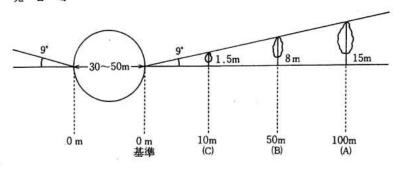
災害応急対策に使用する自動車には、次の標記を付するものとする。



13 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等

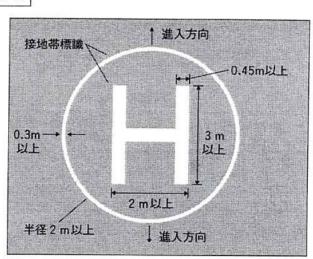
- (1) 派遣要請は、様式1号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- (2) 派遣要請は、事実を確認し他に方法がないときのみ行うこと。
- (3) 発着場選定基準は、地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (4) 発着場選定基準は、四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

発 着 場



(5) 離着陸場の標示は、次のとおりである。 ア 風向きに対して、石灰等で倒を書くこと。

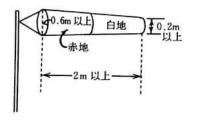
標示図

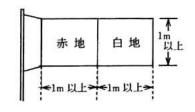


イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒(積雪時は赤色又は着色したもの)を併用すること。

(旗)

(吹き流し)





14 村内の機関と連絡担当班

部 名	班 名	機関等名称	電話番号	
		東白川郵便局	78-2242	
		美濃越原郵便局	78 - 2542	
総 務 部	総 務 班	東白川村警察官駐在所	78 - 2004	
		可茂消防事務組合東消防署	72 - 1641	
		可茂消防事務組合東白川分遣所	78-3110	
		めぐみの農協東白川支店	78-3131	
产光	農務班	めぐみの農協東白川支店 J Aスタンド	78 - 2175	
産業振興部		東白川製茶組合	78 - 3033	
	林 務 班	東白川村森林組合	78 - 2009	
	商工振興班	東白川村商工会	78 - 2275	
业长长铜机	日上 仮 興 班	各建築業者		
地域振興部	★ 和 \	中部電力加茂営業所	28-3111	
	情報通信班	NTT中濃営業支店	26-9961	
	建 設 班	各建設業者		
		可茂衛生施設利用組合	65-4111	
建設環境班	環 境 班	各水道工事業者		
		浄化槽業者		
		保健福祉センター	78-2100	
保健福祉部	保健福祉班	母子健康センター	78—3027	
		せせらぎ荘	78-2392	
医 療 部	医 療 班	国保診療所	78-2023	
	小 学 校 班	東白川小学校	78 - 2024	
	中 学 校 班	東白川中学校	78-2014	
教 育 部	教 育 班	はなのき会館	78 - 3288	
	保 育 園 班 子育て支援班	みつば保育園	78-2108	

⁽注) 1 掲載の各機関については、必要に応じて連絡するものとする。

² 掲載されていない機関についても、必要に応じてそれぞれの班が連絡するものとする。

15 岐阜県災害救助法施行細則

昭和35年8月1日 規則第67号

(総則)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)、災害救助 法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告等)

第2条 災害に際し、市町村における災害が、令第1条第1項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書(別記第1号様式)に住家等一般被害状況等報告書(別記第2号様式)を添えて知事に報告しなければならない。

(救助の程度、方法及び期間)

- 第3条 令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。
- 2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、内閣総理大臣の同意を得て 変更することができる。

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

- 第4条 規則第1条第1項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 公用令書 別記第3号様式
 - (2) 公用変更令書 別記第4号様式
 - (3) 公用取消令書 別記第5号様式
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(別記第6号様式)に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件 台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければなら ない。

(受領調書)

- 第5条 規則第2条第3項の受領調書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。
- 2 規則第2条第3項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有 者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限 りでない。

(損失補償)

- 第6条 規則第3条の損失補償請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。
- 2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令の場合の令書)

第7条 規則第4条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式

- は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 公用令書 別記第9号様式
 - (2) 公用取消令書 別記第 10 号様式
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記第11号様式)に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

- 第8条 規則第4条第2項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
 - (2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官 その他適当な公務員の証明書

(実費弁償の基準)

第9条 令第5条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償費の請求書等)

- 第10条 規則第5条に規定する実費弁償請求書及び法第27条第4項に規定する証票の様式 は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 実費弁償請求書 別記第12号様式
 - (2) 証票 別記第 13 号様式

(扶助金支給申請書)

- 第 11 条 規則第 6 条の扶助金支給申請書の様式は、別記第 14 号様式のとおりとする。
- 2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を 得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳 細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村の実施する救助事務)

- 第 12 条 法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村長が行うこととする場合において、令第 17 条第 1 項の規定による通知は、別記第 15 号様式によるものとする。
- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び 第8条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(繰替支弁)

第13条 法第30条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書(別記第16号様式)に災害 救助算出内訳書(別記第17号様式)を添えて知事に請求するものとする。

附 則 〔略〕

別表第1(第3条関係)

救助の程度、方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 1 避難所の供与
 - (一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、 必要に応じて行う。
 - (二)避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により避難所とすることができる。
 - (三)避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日につき330円以内とする。
 - (四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での 避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置し た場合は、(三)に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要 な通常の実費を加算することができる。
 - (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
 - (六) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。
 - 2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、 自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及 び供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供 与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他適切な方法により供与するもの とする。

- (一) 建設型仮説住宅
- (1) 設置に当たつては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その 設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、 輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。
- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね五十以上である場合は、 居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、 設置した戸数が五十未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を 設置できるものとする。
- (5) 災害発生の日から20日以内に建築に着工するものとする。
- (6) 供与期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項 又は第4項に規定する期限までとする。
- (7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。
- (二) 賃貸型応急住宅

- (1) 一戸当たりの規模は世帯の人数に応じて(一)(2)に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、 火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、 その額は地域の実情に応じたものとする。
- (2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。
- (3) 供与期間は、(一)(2)に規定する期間とする。
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 1 炊き出しによる食品の給与
 - (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全 焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害 を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。
 - (二) 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
 - (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,160円以内とする。
 - (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
 - 2 飲料水の供給
 - (一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
 - (二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に 必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域におけ る通常の実費とする。
 - (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半 焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた ものを含む。以下同じ。)により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し等により使用 することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
 - 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - (一) 被服、寝具及び身のまわり品
 - (二) 日用品
 - (三) 炊事用具及び食器
 - (四) 光熱材料
 - 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。
 - (一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 (4月から 9月まで)	18,800円	24, 200 円	35,800円	42,800円	58, 200 円	58,200 円に5人を超え1 人増すごとに 7,900 円を 加算した額
冬季 (10 月から 3月まで)	31, 200 円	40, 400 円	56, 200 円	65, 700 円	82,700 円	82,700 円に5人を超え1 人増すごとに 11,400 円を 加算した額

(-)	仕字の平塩	半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
()	生多り土壌、	十焼又は床上皮小により放音を支けた世帝

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 (4月から 9月まで)	6, 100 円	8, 300 円	12, 400 円	15, 100 円	19,000円	19,000 円に5人を超え1 人増すごとに 2,600 円を 加算した額
冬季 (10 月から 3月まで)	10,000円	13,000円	18, 400 円	21,900円	27,600円	27,600 円に5人を超え1 人増すごとに 3,600 円を 加算した額

- (三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 4 医療及び助産の給付
 - 1 医療の給付
 - (一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に行う。
 - (二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)において行うことができる。
 - (三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。
 - (1) 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の給与
 - ロ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ハ 病院又は診療所への収容
 - (2) 看護
 - (四) 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、 治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場 合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の 額以内とする。
 - (五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。
 - 2 助産の給付
 - (一) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、 災害のため助産の途を失つた者に対して行う。
 - (二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与
 - (三) 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合にあっては慣行料金の8割以内の額とする。
 - (四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不

明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

- 2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は 購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
 - 1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷 を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなけ れば居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - 2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の 部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯 が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
 - 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失つ た世帯に対して必要に応じて行う。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- 3 生業に必要な資金の貸与額は、次に掲げる額以内とする。
- (1) 生業費 1件につき 30,000円
- (2) 就職支度費 1件につき 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- 5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
- (1) 貸与期間 2年以内
- (2) 利子 無し
- 8 学用品の給与
 - 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。
 - 2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
 - 3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (一) 教科書
 - (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定

する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて 使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,500 円以内 中学校生徒 1人につき 4,800 円以内 高等学校等生徒 1人につき 5,200 円以内

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- 1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。
- 2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。
- (1) 棺(付属品を含む。)
- (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出する費用は、1体につき 12歳以上の者は 215,000 円以内とし、12歳 未満の者は 172,000 円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索及び処理

- 1 死体の捜索
- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
- (2) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 2 死体の処理
- (1) 死体の処理(埋葬を除く。)は、災害の際死亡した者について行う。
- (2) 死体の処理は、次の事項について行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (3) 検案は、原則として救護班が行う。
- (4) 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等
 - 一体につき 3,500 円以内
 - (2) 死体の一時保存
 - イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあつては1体につき5,400円以内
 - ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域にお ける通常の実費
 - (3) 救護班以外の者の検案 当該地域の慣行料金の額以内
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - 1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - 2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行った障害物の除去に要した費用の1世帯当たり137,900円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
 - 3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる 場合とする。
 - (一) 被災者の避難に係る支援
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかつた者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の捜索
 - (六) 死体の処理(埋葬を除く。)
 - (七) 救済用物資の整理配分
 - 2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第2(第9条関係)

従事者の区分	実費弁償の種類及び額							
促争有の区分	日当	時間外勤務手当	旅費					
令第4条第1号	県の常勤の職員で救助に	日当の額を8で除して得	県の職員が公務のために					
から第4号まで	関する業務に従事した者	た額を岐阜県職員の給与、	旅行するとした場合に岐					
に規定する者	に相当するものの給与を	勤務時間その他の勤務条	阜県職員等旅費条例(昭和					
	考慮してその都度知事が	件に関する条例(昭和 32	32 年条例第 30 号) の規定					
	決定する額以内の額。ただ	年岐阜県条例第29号。以	により支給すべき旅費の					
	し、当該業務に従事した者	下「給与条例」という。)	額に相当する額以内の額					
	に相当する県の常勤の職	第 17 第 1 項に規定する勤						
	員が存在しない場合は、県	務一時間当たりの給与額						
	が実施する工事の工事費	とみなして給与条例第 14						
	を積算する際に用いる賃	条の規定の例により算定						
	金単価その他の賃金水準	した額以内の額						
	を考慮してその都度知事							
	が決定する額以内の額							
令第 10 条第 5 号	当該地域における業者の慣行料金にその 100 分の3に相当する額を加算した額以内							
から第 10 号まで	の額							
に規定する者								

16 救助別報告事項

報告事項			報告様式(県計画による)					### ##################################
		項	項 節 様式 No.		様式名称	都度 報告	日報	期間指定報告
	概況報告		2	100 1		0		
被害	中間報告	6			住家等一般被害状 况等報告書	0		
	確定報告				化守 報 口音			○2日以内
避難設置場所	開設報告	_	_	_	_	0		
	収容状況報告	8	_	4	救助日報		0	
	閉鎖報告	_	_	_	_	0		
仮設	住宅対策報告	8	5	1	住宅総合災害対策 報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	8	5	2	応急仮設住宅入居 該当世帯調			○5日以内
仮設住宅設置	着工報告 (市町村委託分)	8	_	4	救助日報		0	
置	竣工報告 (市町村委託分)	8	_	4	救助日報		0	
	入居報告	_	_	_	_	0		
炊出状况	兄報告	8	_	4	救助日報		0	
飲料水供	共給状況報告	8	_	4	救助日報		0	
被服寝	世帯構成員別被害報告	8	4	1	世帯構成員別被害 状況			○2日以内
必需品	支給状況報告	8	_	4	救助日報		0	
給与	支給完了報告	_	_	_	_	0		
医療	医療班出動要請	_	_	_	_	0		
助産	医療班出動報告	8	6	2	医療班出動編成表	0		
-/4/ <u>-</u> L	医療助産実施状況報告	8	_	4	救助日報		0	
り災者を	 数出状況報告	8	_	4	救助日報		0	
住宅応急修理	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報 告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	5	4	住宅応急処理該当 世帯調			○5日以内
	着工報告(市町村委託分)	8	_	4	救助日報		0	
	竣工報告(市町村委託分)	8	_	4	救助日報		0	
被災教科書報告		8	8	2	被災教科書報告書			○5日以内
学用品	学用品支給状況報告	8	_	4	救助日報	_	0	
支給 学用品支給完了報告		-	_	_	_	0		
埋葬救助状況報告		8	_	4	救助日報		0	
死体搜索状況報告		8	_	4	救助日報		0	
死体処理状況報告		8	_	4	救助日報		0	

報告事項				報告령	式	その	日	期間指定
		項	項 節 様式 様式名称 No.		都度 報告	報	報告	
	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害 対策報告書)			○5日以内
障害物除去	障害物除去該当世帯報告	8	5	6	障害物除去該当 世帯調			〇5日以内
除去	障害物除去状況報告	8	_	4	救助日報		0	
	障害物除去完了報告	_	_	_	_	0		
輸送、	人夫雇上状況報告	8	_	4	救助日報		0	
救助期間、程度、方法、特例申請		_	_	_	_	(程度、 方法)		(期間特 例) 各救助実 施期間中

⁽注) 1. 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

^{2.} 項、節、様式は、県計画を示す。

17 応急仮設住宅建設可能用地

番号	名 称	所在地	面積(m²)	備考
1	東白川中学校運動場	神土 647 番地 4	9, 849	
2	東白川小学校運動場	神土 2686 番地 19	11,520	
3	東白川総合運動場	神士 501 番地	10, 550	
4	越原運動場	越原 947 番地	3, 917	
5	五加運動場	五加 893 番地 1	3, 878	
6	みつば保育園 園庭	神土 535 番地 1	2, 067	

18 一時集積配分拠点

施設名	所 在 地	地積	電話	施設管理団体名
はなのき会館 神土 606 番地		5, 740 m ²	78-3288	東白川村

19 災害時廃棄物仮置場

施設名	所 在 地	地積	地目	施設管理団体名
久須見残土処理場 五加 3356 番地		5, 000 m ²	山林	東白川村

20 大規模災害時の死体一時安置所

施設名	所 在 地	面積(m²)	地目	地目	施設管理団体名
越原倉庫(旧越原茶工場)	越原 505 番地 1	613. 01	山林	宅地	東白川村

〈消防防災段階別活動編〉

[目 次]

1. 林野火災活動	38
2. 建物火災活動	41
3-1. 集中豪雨、異常気象災害活動······	44
3-2. 台風災害活動	46
4. 地震災害活動	50
5. 航空機事故災害活動······	54
6. 大交通事故災害活動	56
7. 化学物質流出事故災害活動	58

■本消防防災段階別活動編は、集中豪雨、大規模火災、地震、航空機墜落、、 自動車(バス、危険物積載車等)の転落・横転、化学物質流出等、いつ発 生するか予測できない災害に対処するため、各種災害の段階別に、活動体 制、人員配置、必要準備品及び具体的な活動計画を整理したものである。

1. 林野火災活動

(1)人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1~ レベル3	本部役員団員	各コミュニティー消防センター	可搬ポンプ一式、ジェットシューター、鉈、鋸、鳶口、チェーンソー、スコップ、鋤簾、現場指揮本部旗、装備(携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴等)
レベル4 (緊急事態)	本部役員	現場指揮本部	その他(本部団員)
(本部設置) (空中消火)	全団員	各コミュニティー消防センター	投光器、発電機
レベル 5 (非常事態)	本 部 役 員 全 団 員	現場指揮本部	その他(本部団員)
(避 難) (自衛隊派遣)	全 団 員 応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ、携帯無線機

注)レベル4及びレベル5、その他の必要物品は現場指揮本部

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1~	総務課職員 (担当職員)	役場庁舎	森林基本図、管内図、色鉛筆、 マジック、定規、出動状況調書
レベル3	本部員本部団員	役場防災倉庫	現場指揮本部旗、スコップ、チェ ーンソー、鋸、鉈、ロープ、テー ブル、椅子、給水袋、バリケード
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	総務課職員本 部 員本 部 団 員	役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、 コードリール、ガソリンタンク
レベル 5 (非常事態)	総務課職員 全 職 員	役場防災倉庫	毛布、日常生活用品、備蓄食糧、 紙コップ、皿(避難所へ)懐中電 気、リヤカー、ロープ
(避 難) (自衛隊派遣)	本 部 団 員 応援要請人員	役 場 庁 舎	村管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害 対策本部看板、腕章

(2) 段階別活動計画 [林野火災]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	林野火災は、建物火災とは異なり、交	林野火災は多種多様であるためその都	林野火災は多種多様でありその都度防	林野火災は多種多様であり気象条件等	林野火災は、気象条件により火災が急
	通、水利の便が悪く、また、発見通報が	度防御活動に変動があるが、原則として	御活動も変動があるため、原則として次	その都度防御活動も変動があるため、原	速に延焼拡大する恐れがあるので、少し
基本方針	遅れがちで気象条件により火災が急速に	次に掲げる防御体制をとる。	に掲げる体制をとる。	則として次に掲げる体制をとる。	でも被害の軽減を図ることを目的として
本平刀町	延焼拡大するおそれが大きく、それに伴				次に掲げる体制をとる。
	い消防活動範囲も広くなるため、少しで				
	も被害の軽減を図るものとする。				
	山林、原野火災は発生時、火災現場が	山林、原野火災は発生時、火災現場が	本部団員は山林、原野火災発生に伴い	村長、副村長、総務課長、行政係職員	火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事
	神土方面の場合は第2部及び第3部、越	神土方面の場合は第2部及び第3部、越	2人以上で出動し、消防所のタンク車に	で対処するものとし、状況に応じその都	務組合が当たるが、気象条件、水利状況
	原方面の場合は第4部及び第5部、五加	原方面の場合は第4部及び第5部が出動	給水する。	度、三役の協議により決定する。	等により速やかに消火作業ができにく
	方面の場合は第1部及び第3部が出動	し、現着したら現場指揮本部、副団長に	給水後は係員2名を残し、2班に分か	総務課長は決定事項を消防団長に伝達	く、延焼拡大の危険性があることから、
	し、現着したら、団長、副団長は現場の	人員報告をし、指示を仰ぐ。	れ、1班は現場指揮本部の準備、机、現	するよう行政係職員に指示する。	自分達の地域は自分達で守るという姿勢
第1段階	状況判断を直ちに行い、直ちに現場本部	現場指揮は分団長があたり、現着後は	場本部旗、椅子、ハンドマイクを副団長		の基、協力体制をとる地域住民及び事業
(レベル1)	を設置しジェットシューター部隊を結成	直ちに状況を報告する。	の指示を受け設置する。		所職員は必ず現場本部に対し人員報告を
	し火災の鎮圧にあたるよう指示する。	<地表火災>	2班は、防災備蓄倉庫から、チェンソ		した後、消防団の指示を仰ぎ従事するも
	現場の状況判断ができた段階で、役員	①有効水利が有る場合 出動部隊全てを	一、鋸、鉈、スコップ、ロープ等現場指		のとする。
	は行政係職員と共に最悪の事態(被害想	水利部署とし単一車隊形による包囲もし	揮本部に搬入する。		
	定、延焼想定)を予測した図面を作製し	くは挟撃注水を主戦力とし、火勢制御に	協議決定事項を総務課長より伝達を受		
	人員配置、消火作戦を考える。	従事する。	けた行政係職員は速やかに準備し体制を		
	現場の状況、風向き、時間等考慮し、	②有効水利が無い場合 水槽付車両を出	整える	同 上	同 上
	団長が延焼拡大の危険があると判断した	来る限り延焼拡大直近に配備し、簡易散			
	ときは、現在現場にいる部隊以外の部隊	水機(ジェットシューター)による消火	<必要資機材の供給>		
	を出動させたのち、現場にいる部隊を本	を主戦力とし火叩き、土かけ消火を併用	長時間の消火活動となった場合、出動		
	部に集合させ、状況報告をさせた後、出	する。	部隊の水分補給、食料、その他必要資機		
第2段階	動させた部隊を現場に向かわせ、現場に	<樹幹火災>	材、ポンプ及びチェンソーの燃料を調達		
(レベル2)	従事していた部隊を休憩させる。	①有効水利が有る場合 中継隊形をとり	する。		
	火災現場にいた本部役員は現場本部へ	出動部隊は注水を主力とし消火活動を行			
	火災状況を詳細に報告し、報告を受け	い、状況に応じ防火線を構築する。			
	た現場本部は、図面にプロットし気象	②有効水利が無い場合 林野の地形、風			
	状況等勘案のうえ、現場に向かう隊に	向き、風速等考慮し場に適した方法で防			
	指示を出す。	火線を構築する。			
	異常気象等により、火災が延焼拡大し		<防災へリコプター要請の場合>	飛火警戒、延焼拡大の恐れが生じた場	
	ていると判断した場合は、全団員で火災				災へリコプターを要請するため地域住民
	の鎮圧にあたるため、待機部に対し出動		槽を設置し、白川を水利とし、県道下呂		及び事業所職員は速やかに消火作業を中
	要請をする。	<防災ヘリコプター要請の場合>	~白川線の交通整理に従事する。		止し、現場を離れ必ず現場指揮本部へ戻し
		①神土地区の場合 中学校校庭に水槽を			り人員報告する。
第3段階		設置、白川を水利とし、ポンプ2台ホー		連絡を密にし、気象条件(風速、風向き	
(レベル3)		ス10本で中継し、仮設水槽は中央に設		等)を勘案し被害図及び被害想定図を作	
	た場合、現場指揮者は要請した旨を本部		五加地区の場合 五加運動場に仮設水		
		②越原地区の場合 越原運動場に水槽を		尚、民家等に被害が及ぶ恐れがある場	
		設置、大明神川を水利とし、ポンプ2台、	整埋に従事する。	合は速やかに現場指揮本部に連絡するも	
		ホース6本で中継し、仮設水槽は中央に		のとし、地域住民に対し情報伝達を行い	
	場に向かわせる。火災現場が越原地内の	設置する。		状況に応じ、CATV告知端末を使用し	

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	場合は、越原運動場に仮設水槽を設置さ	③五加地区の場合 五加運動場に水槽を		注意を呼びかける。	
	せ、大明神川から給水を行う部隊を結成	設置、白川を水利とし、ポンプ車2台、			
	し現場に向かわせる。火災現場が五加地	 ホース10本で中継し、仮設水槽は中央			
	内の場合は、五加運動場に仮設水槽を設	に設置する。			
	置させ、白川から給水する部隊を結成し	防災ヘリが、現着した場合、火災現場			
	現場に向かわせる。	から速やかに離れ、散水に支障の無いよ			
	防災ヘリが現着しバケットに給水する	うにし、防災ヘリが接近したら、搭乗し			
	前にプロットした図面により空中消火位	ている現場指揮者に対し無線により位置			
	置を図示し、現場指揮にあたったものが	を示す。			
	搭乗し現場からの携帯無線情報等加味し				
	散水位置を指示する。				
	異常気象の影響により、さらに延焼拡	緊急事態となり、消防相互応援協定に	緊急事態となり災害対策本部の設置指	村長、副村長、総務課長は協議し、第	気象条件等により、さらに急速に延焼
	大して緊急事態と判断したときは、団長	基づき災害対策本部より隣接町村に応援	示があった場合、行政係職員は、現場に	4段階に移行した時点で緊急事態とし災	拡大の危険があり緊急事態と判断した場
	は災害対策本部に対し消防相互応援協定	要請をかけた場合は、現場指揮本部の指	より本村に設置する。	害対策本部を、本庁に設置し、本部員は	合は、地域住民及び事業所職員は火災現
第4段階	に基づき隣接町村消防団の応援要請の協	示により、村内入り口に案内団員を配置	設置した場合は被害情報集約システム	現場指揮本部との連絡調整にあたり、住	場に近づかず避難体制をとり、万一、飛
(レベル4)	議を行うものとする。	する。	に入力する。	民からの電話等の対応を行うものとす	火等により地域民家に影響を及ぼす場合
(緊急事態)	応援要請した場合、指揮は団長があた	被害が予測される地区に対し、現場指	消防相互応援協定に基づき対策本部よ	る。	は初期消火に心がけこれを防御するもの
(本部設置)	り村入り口に班長以上で現場に詳しい団	揮本部より指示があった場合は担当地区	り隣接町村に応援要請をかけた場合は、	またCATV告知端末の放送を行うも	とする。
(空中消火)	員を待機させるよう指示を出す。	班を警戒にあたらせる。	要請先の町村に電子メール、ファックス、	のとする。	なお、飛火による火災が発生した場合
	被害が予測される地区へはその地区担	被害が予測される場合は部長が現場指	電話により位置関係と、村入り口に案内		は、速やかに地区の警備を行っている消
	当消防団を警戒にあたらせ、住民に情報	揮本部と協議をするものとする。	団員が待っている旨を伝達し、人数の確		防団に伝えるものとする。
	を伝達するよう指示する。		認と概ね到着時間を確認する。		
	異常気象や様々な原因により延焼の	異常気象や様々な原因により延焼の拡	第5段階に移行した時点で非常事態と	第5段階に移行した時点で非常事態と	異常気象や様々な原因により延焼が拡
	拡大が生じ非常事態と判断した場合、	大が生じ非常事態と判断した場合、現場	し、地域防災計画第3章第3項により自	し、職員の招集、動員体制については、	大し非常事態と判断した場合は、地域住
	団長は、災害対策本部長に申し出て速	指揮本部から災害対策本部長に申し出て	衛隊派遣要請を行うが、応援部隊及び現	現場の状況、気象条件等考慮し災害対策	民及び事業所職員は避難体制をとり、避
	やかに地域防災計画第3章第3項に基	速やかに地域防災計画第3章第3項に基	場にいる全ての部隊は防御体制をとるた	本部長、副村長、総務課長の協議による	難指示が発令された場合、当該地区住民
第5段階	づき自衛隊派遣要請をかけるものと	づき自衛隊派遣要請をかけるものとし、	め、速やかに火災現場図面及び自衛隊野	ものとする。	は速やかに指示に従い、消防団に避難誘
(レベル5)	し、被害が予測される地区は予めその	被害が予測される地区は本部の指示によ	営箇所図面、火災現場が神土方面の場合	延焼状況により、風下地区の住民避難	導されるものとする。
(非常事態)	担当の部に避難所へ避難誘導を指示す	り担当の部は避難所へ避難誘導を行うも	は、総合運動場、越原方面の場合は越原	(避難誘導は担当地区消防団が行う) が	
(避 難)	る。	のとする。	運動場、五加方面の場合は五加運動場を		
(自衛隊派遣)			プロットし現場指揮本部へ2部持参す		
			る。	必需品は各最寄りの防災備蓄倉庫から調	
			行政係職員は避難所から避難住民リス	達する。	
			トの報告を受け被害情報集約システムに	避難所の設営に従事している職員は避	
			入力・送信する。	難した住民リストを報告する。	

2. 建物火災活動

(1)人員、準備品一覧

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1~ レベル3	本部役員	各コミュニティー消防センター	可搬ポンプ一式、鳶口、鋸、チェ ーンカッター、チェーンソー、ス コップ、鋤簾、現場指揮本部旗、 装備(携帯無線、笛、作業手袋、 活動服、ヘルメット、安全靴等)
レベル 4 (緊急事態)	本部役員	現場指揮本部	その他(本部団員)
(本部設置) (空中消火)	全団員	各コミュニティー消防センター	発電機、投光器
レベル 5 (非常事態)	本部役員	現場指揮本部	その他(本部団員)
(避 難) (自衛隊派遣)	全団員応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ、携帯無線機

- 注) レベル4及びレベル5、その他の必要物品は現場指揮本部
- ② 本部員、職員、本部団員

GTI. 7H:		海 日 日	》##
段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1~	総務課職員	役 場 庁 舎	出動状況調書、看板、紙、鋏、マ ジック、テープ、テーブル
レベル3	(担当職員) - 本 部 員 本 部 団 員	役場防災倉庫	現場指揮本部旗、ハンドマイク、 投光器、発電機、コードリール、 ガソリンタンク、バリケード
レベル4 (緊急事態)	総務課職員 本 部 員	総合運動場	仮設水槽 (研修館)
(本部設置) (空中消火)	生) 本部団員	役場防災倉庫	チェーンソー、鉈、鋸、ビニール シート
レベル 5 (非常事態)	総務課職員全職員	役場防災倉庫	毛布、寝袋、日常生活用品、備蓄 食糧、紙コップ、皿(避難所へ)、 リヤカー、ロープ、懐中電気
(避難)	本 部 員 本 部 団 員 応援要請人員	役 場 庁 舎	村管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害 対策本部看板、腕章

(2)段階別活動計画[建物火災]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	建物火災は、早期に火災の鎮圧を心が	建物火災は早期の鎮圧、延焼及び類焼	建物火災は早期の火災鎮圧を心がけ、	建物火災による被害の軽減と大火の防	火災防除に対する意識の向上ととも
基本方針	け火災から、住民の生命、身体、財産を	の防御を心がけ、住民の生命、身体、財	被害の軽減と大火の防止に努め、住民の	止に努め、住民の生命、身体及び財産を	に、初期消火活動、防災機関への通報、
本年カッ	守りもって被害の軽減、大火の防止に努	産を守るため、原則として次に掲げる防	生命、身体及び財産を守るため次に掲げ	守るため次に掲げる体制をとる。	避難、気象条件等について習熟しておく
	める。	御体制をとる。	る体制をとる。		ものとする。
	建物火災は早期消火が基本であり、火	各部長は火災現場近くの有効水利を確	建物火災が発生した場合、本部団員は	村長、副村長、総務課長、行政係職員	火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事
	災発生時の出動体制は全部が出動し、消	認し、現場到着順に最も近い水利から火	2名以上揃った段階で現場に向かい、現	で対処するものとし、状況に応じその都	務組合が当たるが、自分達の地域は自分
	火作業に当たるが、その活動体制は現着	元に対し、風上から単一車隊形をとらせ	場の状況及び消防団の出動状況により、	度、三役の協議により決定し総務課長は	達で守るという姿勢のもと、協力体制を
	順に、タンク車に中継、次に現着した隊	包囲注水を主戦力とし火勢制御に当たる	現場が県道付近の場合は、伝達員を現場	決定事項を行政係職員に伝達する。	とる地域住民及び事業所職員は必ず現場
	が一番近い水利 (消火栓、防火水槽)、次	よう指示し、人員報告並びに指示状況を	に残し交通整理に従事する。	準備ができ次第現場に向かう。	本部に対し人員報告をした後、消防団の
	に現着した隊は既に消火栓、防火水槽が	現場指揮本部に報告し、その後到着した	なお、行政係職員は、風上の最適な場		指示を仰ぎ初期消火及び、火災の防御等
第1段階	使用されていたら一番近い河川、谷を水	隊には付近に延焼又は類焼しないよう、	所に現場指揮本部を至急設置する。		に従事するものとする。
第1段階 (レベル1)	利とし火災の鎮圧に従事するよう指示す	警備及び防御の体制をとるよう指示を出	(現場指揮本部旗は役場内の防災室にあ		
	る。	す。	る。)		
	団長、副団長は現着後、現場指揮本部	団員は、コミュニティー消防センターに2名以上集	本部班準備品 交通整理用ライト、カ		
	において現場を確認後速やかに状況判断	まった段階で出動し、現場指揮本部が出	ラーコーン		
	を行い、気象状況等勘案し延焼防止を考	来ていない場合は、最も近い水利から至			
	慮した人員配置と消火作業を指示する。	急消火活動に従事する。			
		現場指揮本部が設置されている場合			
		は、人員報告し指示を仰ぐ。			
	気象条件等により延焼拡大の恐れがあ	隣接住宅への延焼を防御するため、防	火災の状況に応じ、風下を主点として	同 上	同 上
	ると団長が判断した場合は、隣接する建	御部隊により隣接建物に対し挟撃注水を	飛火警戒にあたるため、岐阜県総合防災		
	物に対し人員配置を行い、延焼拡大を防	行い火勢から防御する。	ポータル等を利用し現在の気象状況、今		
	御するものとする。	また、付近の林野への類焼を警戒する	後の予報等を把握し現場本部に報告す		
	建物火災は、人命に関わる危険性があ	ため、警戒部隊により火元より風下に対	る。		
	るので、消火部隊の他、救助部隊を結成	し扇隊形をとり散水により防御する。	本部団員は長時間の消火活動によるポ		
第2段階	し現場周辺の検索、警備に従事させる。	長時間の消火活動や夜を徹するような	ンプの燃料、必要資機材、団員の飲料水		
(レベル2)	行方不明者がいるとの情報が入った場	場合、出動部隊の燃料、食料その他資機	及び食料は指示があり次第調達し、現場		
	合は、先導注水部隊及びトビ部隊を結成	材は部長を通じ速やかに現場指揮本部に	本部へ持参する。		
	させ検索に従事させる。	要請するものとする。	なお、作業が夜間におよぶ場合は、本		
		行方不明者がいるとの情報が入った場	庁の防災倉庫より発電機、投光器を現場		
		合は、現場本部に報告後指示を仰ぎ、先	指揮本部へ運ぶ。		
		導注水部隊及びトビ部隊を結成し検索に			
		従事する。			
	気象条件、現場の状況により、火災発	現場指揮本部より、他町村に対し消防	行政係職員は消防相互応援協定により	団長より消防相互応援協定に基づく管	第3段階に移行し、消防相互応援協定
	生現場周辺の林野に延焼拡大、若しくは	相互応援協定に基づき要請がかけられた	管内町村に応援要請の指示があった場	内町村消防団の応援要請の協議があった	に基づき隣接町村に対し応援要請をした
	隣接する建物が延焼、方々で類焼が発生	場合は、村内入り口要所に出迎えの団員	合、火災状況、位置関係を応援先の町村	場合、村長、副村長、総務課長は至急協	場合は、他町村の消防団が現場に到着次
第3段階	した場合は、団長は速やかに体制を整備	(担当地区班長以上)を配備し、現場本	に、電子メール、ファックス、電話等で	議し、応援要請を決定した場合は速やか	第、地域住民及び事業所職員は速やかに
カ3校門 (レベル3)	し、総力をあげて火災の鎮圧及び防御す	部までの案内及び現場の案内をするよう	伝えるとともに村内入り口に案内団員が	に行政係職員に指示を出す。	初期消火作業等を中止し、現場を離れ必
	るよう指示すると共に、村長と管内消防	に指示を出す。	待っている旨を伝達し、応援人数及び概	状況により、村長、副村長、総務課長	ず現場本部へ人員報告した後、飛火、類
	相互応援協定に基づく応援要請の協議を	指示を受けた団員は、速やかに村内入	ね現着時間を確認し、速やかに現場指揮	は本部員及び総務課職員招集の協議し、	焼の監視体制をとる。
	行い要請するものとする。	り口に向かい火災の状況や、延焼及び類	本部に報告する。	決定した場合は行政係職員に指示を出	
	なお、現場本部の指揮は副団長が行い、	焼、部隊の位置関係を的確に把握し、各	本部班団員は移動型の防災行政無線機	す。	

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	団長は対策本部員として、現場指揮に従	部隊の連携を保つため個々の連絡はせ	を現場指揮本部まで持参すると共に、必	招集された本部員職員は情報	収集業務
	事していない副団長及び行政係職員と被	ず、現場本部発信現場応答型に統一し効	要物品等依頼があった場合は速やかに調	に従事し、現場指揮本部との連	絡調整に
	害想定、延焼拡大範囲等、最悪の事態を	果的使用を図る。	達し現場指揮本部へ持参する。	あたる。	
	予測した図面を作製し、人員配置、消火			総務課職員は電話の対応及び	必要に応
	作戦を考える。			じCATV告知端末及び防災行	政無線の
				放送をする。	
	建物火災延焼拡大、林野火災延焼拡大、	方々に類焼、延焼し緊急事態に発展し	方々に類焼、延焼し緊急事態に発展し、	第4段階に移行した時点で緊	急事態と 気象条件等により、さらに急速に延焼
	方々で類焼が見られ、団長が緊急事態と	た場合は、現場指揮本部が空中消火作業	現場指揮本部が空中消火作業を行うため	し災害対策本部を設置する、役	場に本部 拡大の危険があり緊急事態と判断した場
	判断したときは、速やかに地域住民の避	を行うため岐阜県防災ヘリコプターを要	岐阜県防災ヘリコプター要請の指示を受	員が詰め、現場本部との連絡調	整にあた 合は、災害対策本部が岐阜県防災ヘリコ
	難誘導をする部隊と、建物火災の鎮圧部	請した場合、要請と同時に、火災現場が	けた場合、要請と同時に、本部班団員は	り、住民からの電話等の対応を	行うもの プターを要請するため、地域住民及び事
	隊、延焼拡大を防御する部隊に体制を整	神土方面の場合は、中学校校庭に仮設水	火災現場が神土方面の場合は、消防団員	とする。	業所職員は火災現場に近づかず避難体制
第4段階	え任務を指示する。	槽を設置し白川から給水するが、設置及	が中学校校庭に仮設水槽を設置し白川か	団長から岐阜県防災へリコプ	『ターの要 をとり、万一、飛火等により地域民家に
第4段階(レベル4)	林野の延焼を鎮圧及び防御するため、	び給水部隊は第3部若しくは第2部がそ	ら給水するため、国道の交通整理に従事	請があった場合、村長、副村長	、総務課 影響を及ぼす場合は初期消火に心がけこ
(緊急事態)	団長は速やかに岐阜県防災ヘリコプター	の任務にあたる。	し、火災現場が越原方面の場合は、越原	長は岐阜県防災ヘリコプター要	[請の協議 れを防御するものとする。
	の要請を本部長に対し行い、要請した旨	なお、火災現場が越原方面の場合は、越	運動場に仮設水槽を設置し大明神川から	を行い、要請を決定した場合は	速やかに なお、飛火による火災が発生した場合
(本部設置)	を現場本部に伝達し、火災現場が神土の	原運動場に仮設水槽を設置し大明神川か	給水するため、県道越原〜付知線の交通	行政係職員に指示し、現場指揮	☆本部に連 は、速やかに地区の警備を行っている消
(空中消火)	場合は中学校校庭に、火災現場が越原の	ら給水、第4部、第5部がその任務にあ	整理に従事し、火災現場が五加方面の場	絡する。	防団に伝えるものとする。
	場合は越原運動場に、火災現場が五加の	たる。	合は、五加運動場に仮設水槽を設置し白		
	場合は五加運動場にそれぞれ仮設水槽を	なお、火災現場が五加方面の場合は、五	川から給水するため、主要地方道恵那蛭		
	設置する部隊と中継により給水する部隊	加運動場に仮設水槽を設置し白川から給	川~東白川線の交通整理に従事する。		
	を結成させ任務遂行するよう指示をする	水、第1部、第3部がその任務にあたる。	行政係職員は可茂消防事務組合を通じ		
	ものとする。		岐阜県防災ヘリコプターの要請をする。		
	地区が異常気象等により壊滅の恐れが	非常事態に発展し、地区壊滅状態に発	非常事態に発展し、地区壊滅状態に発	非常事態に発展した時、又は	団長から 異常気象や様々な原因により延焼が拡
	ある非常事態と団長が判断したときは、	展する恐れが生じた場合、災害対策本部	展する恐れが生じた場合、災害対策本部	自衛隊派遣要請依頼があった場	合、災害 大し非常事態と災害対策本部が判断した
	災害対策本部と協議し、被害が想定され	協議により、地域防災計画第3章第3項	協議により指示があった場合、行政係職	対策本部は協議し、要請決定し	た場合は 場合は、地域住民及び事業所職員は現場
	る全ての地区住民を避難させる指示を関	に基づき自衛隊派遣要請を行うが、応援	員は直ちに、地域防災計画第3章第3項	直ちに、地域防災計画第3章第	3項に基 から避難し、避難指示が発令された場合、
	係の部に出すと共に、本部長に対し自衛	部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体	に基づき自衛隊派遣要請を行う。	づき自衛隊派遣要請を行う指示	を行政係 当該地区住民は速やかに指示に従い、消
	隊の派遣要請協議をする。	制をとり、指示があった部は直ちに関係	応援部隊及び現場にいる全ての部隊は	職員に出す。	防団に避難誘導されるものとする。
	現場指揮者は自衛隊に応援要請をした	地区全ての住民の避難誘導に従事する。	防御体制をとるため、本部団員は速やか	職員の招集、動員体制につい	ても、現
第5段階	旨を各部長に伝達し、風下地域周辺住民	避難誘導には担当地区団員が任務にあ	に火災現場図面及び野営箇所図面、火災	場の状況、気象条件等考慮し災	害対策本
(レベル5)	の避難誘導部隊と防御部隊に体制を整え	たる。	現場が神土方面の場合は中学校校庭、越	部の協議によるものとし、協議	決定事項
(非常事態)	速やかに任務を遂行するよう指示を出	避難誘導にロープ、リヤカー等必要な	原方面の場合は越原運動場、五加方面の	を速やかに総務課職員及び班長	に伝達す
(避 難)	す。	場合は速やかに現場指揮本部に連絡す	場合は五加運動場をプロットし現場指揮	る。	
(自衛隊派遣)	団長は現場指揮に従事していた副団長	る。	本部へ持参する。	延焼状況により、風下地区の	住民避難
	より現場状況を詳細に確認し、被害想定		避難住民リストの報告を受けた行政係	(避難誘導は担当地区消防団が	行う)が
	図面を行政係職員に作製させる。		職員は被害情報集約システムに入力・送	行われる場合は、班長の指示に	より速や
	自衛隊が現着した時点で、自衛隊指揮		信する。	かに避難所の設営業務に従事し	、避難所
	者と本部長、団長は本部員と共に図面を		本部班団員は現場指揮本部から必要物	必需品は各最寄りの防災備蓄倉	庫から調
	提示し防御作戦会議を開き、役割を分担		品の依頼があった場合、本庁の防災倉庫	達する指示を出す。	
	し現場本部より指示を出す。		より調達する。	なお、避難所設営した班は避	難した住
				民リストを作成し報告する。	

3-1. 集中豪雨、異常気象災害活動

(1)人員、準備品一覧

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル 1 (注 意 報)	本 部 役 員 (連絡体制)	自 宅	役員装備(携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、 雨合羽等)
レベル 2 (警 報)	本 部 役 員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備(作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等)
レベル3	本 部 役 員 (対策本部)	災害対策本部	現場指揮本部旗、その他(本部団 員)
(警戒本部)	団 員 (各部で待機)	各コミュニティー消防センター	スコップ、鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、杭、、投光器、発電機
レベル4	本部役員	災害対策本部	その他(本部団員)
(緊急事態) (本部設置)	団員	各コミュニティー消防センター	ブルーシート、テント
レベル 5 (非常事態)	本部役員団	災害対策本部	その他(本部団員)
(避 難) (自衛隊派遣)	団 員 応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ

注) レベル3からレベル5、その他の必要物品は災害対策本部

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル 1 (注 意 報)	総務課職員(担当職員)	役場庁舎	岐阜県総合防災ポータル及び気 象監視システムにより、今後の状 況確認、防災当番日誌等
	本部員	役 場 庁 舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、 公用車
レベル 2 (警 報)	総務課職員 (担当職員)	役場防災倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、 ブルーシート、鉈、鋸、掛矢、鋤 簾、箕
レベル3	本 部 員	役 場 庁 舎	腕章、災害対策本部旗、災害対策 本部看板、公用車
(警戒本部)	総務課職員本部団員	役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、 コードリール、ガソリンタンク、 懐中電灯、チェーンソー
		役 場 庁 舎	応援要請書(自衛隊)
レベル 4 (緊急事態) (本部設置)	本 部 員 全 職 員 本 部 団 員	役場防災倉庫	ロープ、備蓄食料、紙コップ、皿、 毛布、応急用品、日常生活用品、 バリケード、トラロープ、カラー コーン
レベル5	本 部 員	役 場 庁 舎	管内図、看板、腕章
(非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役場防災倉庫	担架、簡易リヤカー

3-2. 台風災害活動

(1)人員、準備品一覧

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注 意 報)	本 部 役 員 (連絡体制)	自 宅	役員装備(携帯無線、笛、作業手 袋、活動服、ヘルメット、安全靴、 雨合羽等)
レベル 2 (警 報)	本 部 役 員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備(作業手袋、活動服、へ ルメット、安全靴、雨合羽等)
	本部役員	災害対策本部	現場指揮本部旗、その他(本部団 員)
レベル 3 (警戒本部)	(対策本部) 団 員 (各部で待機)	各コミュニティー消防センター	銃、鋸、チェーンソー、スコップ、 鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、 杭、投光器、発電機
レベル4	本 部 役 員	災害対策本部	その他(本部団員)
(緊急事態) (本部設置)	団 員	各コミュニティー消防センター	ブルーシート
レベル 5 (非常事態)	本部役員団	災害対策本部	その他(本部団員)
(避 難) (自衛隊派遣)	応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ

注) レベル3からレベル5、その他の必要物品は災害対策本部

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル 1 (注 意 報)	総務課職員 (担当職員)	役 場 庁 舎	岐阜県総合防災ポータル及び気 象監視システムにより、今後の状 況確認、防災当番日誌等
		役 場 庁 舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、 公用車
レベル 2 (警 報)	防災当番	役場防災倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、 ブルーシート、鉈、鋸、掛矢、鋤 簾、箕
レベル3	本部員	役 場 庁 舎	災害対策本部旗、災害対策本部看 板、公用車
(警戒本部)	総務課職員本部団員	役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、 コードリール、ガソリンタンク、 懐中電灯、チェーンソー
レベル4	本部員	役 場 庁 舎	応援要請書(自衛隊)、軽トラック
(緊急事態) (本部設置)	全職員本部団員	役場防災倉庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、 日常生活用品、バリケード、トラ ロープ、カラーコーン
レベル 5	本部員	役 場 庁 舎	管内図、腕章
(非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役場防災倉庫	担架、寝袋、簡易リヤカー

(2) 段階別活動計画 [集中豪雨、異常気象、台風災害]

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	が行動計画 L集中家的、共吊风家、 ロル 本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職	 員	地域住民・地域事業所
	集中豪雨、台風、異常気象状況につい	集中豪雨、台風、異常気象による災害	集中豪雨、台風、異常気象による災害	集中豪雨、台風、	異常気象による災害	集中豪雨、台風、異常気象による災害
		は、ある程度予測ができるため、被害を	は、気象監視システム、岐阜県総合防災		防災メール、テレビ	
# 01	総合防災ポータル等によりある程度予測	最小限にするため迅速な対応が必要とな	ポータル等利用し情報収集することによ	等より情報収集する	ることにより、降雨量、	等より情報収集することにより、降雨量、
基本方針	することができ、適切な対応により災害	る。	り、雨量予測、洪水ピーク時の時間予測	進路等予測ができる	るため適切な行動と災	進路等予測ができるため適切な行動と災
	の防御も可能であることから早い時期の		ができ、被害を最小限に食い止めるため	害を防御するため	迅速な対応が必要とな	害を防御するため迅速な対応が必要とな
	判断と決断を要す。		迅速な対応が必要となる。	る。		る。
	大雨洪水注意報が発令され、村内でも	大雨洪水注意報が発令されて、村内で	大雨洪水注意報が発令されて、村内で	大雨洪水注意報	が発令されて、村内で	大雨洪水注意報が発令されて、村内で
	強い雨が降り始め、気象情報では降り続	も強い雨が降り始めている場合や、注意	も強い雨が降り始めている場合や、注意	も強い雨が降り始め	めている場合や、注意	も強い雨が降り始めている場合や、注意
第1段階	く状況が生じた場合、自宅待機とし、団	報等に関係なく雨が降り続き、危険な状	報等に関係なく雨が降り続き、危険な状	報等に関係なく雨が	が降り続き、危険な状	報等に関係なく雨が降り続き、危険な状
(レベル1)	幹部、住民からの情報収集及び役場に連	態が予測されるときは各自、連絡の取れ	態が予測されるときは各自、連絡の取れ	態が予測されると	きは各自、連絡の取れ	態が予測されるときは家族間、事業所職
(注 意 報)	絡を取り村内雨量状況や気象監視システ	る体制に努め、自宅付近の降雨状況、河	る体制に努め、自宅待機とし何時でも出	る体制に努める。		員間で連絡の取れる体制に努める。
	ム及び岐阜県総合防災ポータルによる、	川の増水等に注意し、何時でも出動でき	動をできるよう体制を整えておく。			
	気象状況予測情報収集に努める。	るよう体制を整えておく。				
	大雨洪水警報が発令され、町内では強	大雨洪水警報が発令されて、村内では	大雨洪水警報が発令されて、村内では	大雨洪水警報が	発令されて、村内では	大雨洪水警報が発令させて、村内では
	い雨が降り続き、上流の谷川等から本流	強い雨が降り続き、上流の谷川等から本	強い雨が降り続き、上流の谷川等から本	強い雨が降り続き、	上流の谷川等から本	強い雨が降り続き、上流の谷川等から本
	に流出が激しくなり、本流の氾濫が始ま	流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始ま	流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始ま	流へ流出が激しく	なり本流の氾濫が始ま	流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始ま
	りかけた氾濫初期と判断したときは、団	りかけた氾濫初期と判断された場合、、団	りかけた氾濫初期と判断され役場に本部	りかけた氾濫初期。	と判断され、本部員は	りかけた氾濫初期と判断され役場に防災
folia o PI III.	長、副団長は役場に集合し協議後、、本部	員は詰所に待機し指示を待つが、巡回の	員が詰めた場合、行政係職員は役場に、	役場に詰め、警戒値	体制を取り状況に応じ	当番が詰めた場合、防災行政無線、消防
第2段階	役員を招集し各地区部隊を結成し安全確	指示が出た場合いかなる状況でも単独で	万一に備え図面、筆記用具、現場指揮本	巡回、啓発を行うだ	が、他の職員は外出を	団の広報車により警報及び情報伝達され
(レベル2)	保を図り巡回パトロールするよう指示を	行動させず、必ず団員の安全確保を図り	部旗を準備する。	控え、情報収集に	努め、万一に備えいつ	るので、家族間及び事業所職員間の連絡
(警報)	出す。	部単位で行動する。	本部班団員は引き続き何時でも出動出	でも参集できるよ	う準備する。	を密にし外出を控え、情報収集に努め、
	団長は、巡回パトロールの報告を受け、	部隊への指示事項は本部分団長とし、	来るよう体制を整え、警戒本部設置時に			万一に備え何時でも安全な場所に避難で
	災害が発生する恐れがあると判断したと	不在の場合は副分団長とする。	出動する。			きるよう準備する。
	きは第3段階(村は災害対策警戒本部体	部隊より報告を受けた本部分団長は至				
	制)へ移行を決定する。	急副団長に報告する。				
	引き続き大雨洪水警報が出されてお	引き続き大雨洪水警報が発令されてお	引き続き大雨洪水警報が発令されてお	引き続き大雨洪	水警報が発令され、村	引き続き大雨洪水警報が発令されてお
	り、上流でもかなり激しく雨が降り谷川、	り、上流でもかなり激しい雨が降り続き、	り、上流でもかなり激しい雨が降り続き、	内でもかなり強い	雨が降っている場合、	り、上流でもかなり激しい雨が降り続き、
	本流もかなり氾濫している状況で、堤防	谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況	谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況	降り始めからの雨	量が120㎜となった	谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況
	からの漏水、山からの湧水が見受けられ、	で、堤防からの漏水、山からの湧水が見	で、堤防からの漏水、山からの湧水が見	段階で災害対策警療	成本部とし、防災当番	で、堤防からの漏水、山からの湧水が見
	土石流災害、土砂崩れ災害等の心配があ	受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水	受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水	は役場に引き続き	詰め、巡回及び広報活	受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水
	ると見受けられた場合は、引き続き各地	等被害が予想された場合は、各地区、厳	等被害が予想された場合、消防団が土嚢	動等行うが、他の脚	職員は自宅付近の雨の	等被害が予想された場合、住民において
	区厳重警戒体制をしき部隊に安全確保を	重警戒体制を取り引き続き部隊の安全確	積み等行う可能性があるため、本部班団	降り方、谷川、河川	川の増水に注意しなが	は地区区長、事業所においては上司を通
第3段階	図り巡回パトロールにあたるよう指示を	保第一で巡回パトロールにあたるが、万	員は事前に役場の防災倉庫から土嚢袋、	ら、何時でも出動	できる体制を整えてお	じて役場に連絡し、危険を伴う防御作業
(レベル3)	出す。	一現場で土砂災害や斜面から激しく湧水	スコップ等準備し、行政係職員は建設事	き、危険を察した。	ような場合は直ちに役	は行わず、我が身の安全を確保して作業
(警戒本部)	災害対策警戒本部が設置された場合、	が噴き出しているような箇所には近づか	業者に連絡し砂の手配をしてその旨を副	場に連絡する。		に従事する。
	団長は本部員として本部に入る。	ず、直ちに本部分団長を通じ団長に報告	団長に伝達しておく。	連絡を受けた職員	員は総務課長に報告し	なお、暴風警報が発令されている場合
	,	するものとする。(二次災害を考えて行動	なお、暴風警報が発令されている場合、	指示を仰ぎ気象状況	兄に応じた防御体制を	は、特に注意し作業に従事する。
	,	する)	本部班団員は、役場の防災倉庫よりチェ	とり、職員間の連絡	絡体制を整える。	
	,	但し、人命に関わるような場合は至急	ーンソー、鋸、鉈、ロープ等を準備する。	災害箇所を図示	できるよう図面等の準	
	,	任務にあたると同時に現場本部に状況報		備をする。		
	,	告する。				
	!					

	七如如昌	口松如 口目	七 如国是	山 分/-		R3 年度版(貸料編) 地域住民・地域事業所
	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職	具	- //
	引き続き大雨洪水警報が出されてお	引き続き激しい雨が降り続いており、	引き続き大雨洪水警報が出されてお		水警報が出されてお	引き続き大雨洪水警報が出されてお
	り、さらに雨も激しく降っており河川の	河川の水位も急上昇している状況で、各	り、村内でさらに雨が激しく降っている		iが激しく降っている	り、村内でさらに雨が激しく降っている
	水位が著しく上昇している中、各部長よ	方面隊は土石流災害、土砂崩れ等発見し	状況で、消防団や住民から災害の報告が			状況で、消防団や地区から災害の報告が
	り現場状況について次の報告を受けた場	た場合、この時点で村は災害対策本部を	多数寄せられ、村が災害対策本部を設置			多数寄せられ、村が災害対策本部を設置
	合(中小河川が氾濫し土石流の危険があ	役場に設置されるので、団員は災害復旧	した場合は、想定される次の段階を考え、		は、想定される次の	した場合は、想定される次の段階を考え
	りの報告、斜面の湧水が激しくなり土砂	作業や防御は行わず図上にプロットし番	危険地域住民の避難に備えて避難所設営		・招集し、必要機械工	万全の警戒体制をとり、万一危険地域住
	崩れの危険がありの報告、各地域で中小	号を振り、詳細を別紙に記する。	の準備に係るものとし、防災倉庫から必	具を準備し、万全の	体制を整える。	民に避難指示が発令された場合、避難誘
	土砂崩れありの報告)、災害発生を各地で	緊急を要す場合は部長を通じ団長に報	要な物品(毛布、食料、日常生活品等)	なお、万一危険地	地住民に避難指示が	導は担当地区消防団員が行うが、指定避
	確認し、その他災害の防御が各地で必要	告するものとする。	を準備し、万全の体制を整える。	発令された場合、避	難誘導は担当地区消	難所までの道中、土砂等の流出が見られ
第4段階	になった場合、至急団長は副団長と協議	人命に関わる災害以外は、部単独での	現場に従事している消防団員に対し必	防団員が行うが、指領	定避難所までの道中、	危険を伴うような場合、危険箇所には近
(レベル4)	し部長に指示を出し各部隊に伝えるとと	行動は慎み、緊急を要する主要地方道の	要物品を迅速に調達し配布する。	万一土砂等の流出が	見られ危険を伴うよ	づかず、必ず指示に従うものとする。
(本部設置)	もに、災害対策本部長にその旨を報告す	法面崩落、斜面崩壊、ライフライン災害	なお、万一危険地域住民に避難指示が	うな場合、建設事業	者に応援要請をし、	暴風警報が発令され、村内でもかなり
(緊急事態)	る。	等は、発見と同時に部長を通じ団長に報	発令された場合、避難誘導は担当地区消	建設機械等により防	i御及び取り除き等を	強い風が吹き、風倒木の危険が生じた場
	なお、主要道路に土砂災害等発生が見	告するものとする。(報告を受けた段階	防団員が行うが、避難所の必要物品は最	行う。		合は、CATV個別端末を有効利用し住
	られ救急業務、災害復旧活動、災害防御	で、建設事業者応援協定に基づき応援要	寄りの防災備蓄倉庫より調達し本部班団	この時点で、職員	は全員体制で従事す	民に対し外出は控え、雨戸を閉めるなど
	活動等に支障をきたす場合は建設事業者	請が行われる。)	員で配布する。	るが、長期にわたる	と判断された場合、	の防御体制をとるものとする。
	応援協定に基づき、総務課長を通じて応	災害対策本部より避難指示の伝達があ	災害対策本部設置、避難指示がありし	又は 12 時間経過し	たような場合は2班	
	援要請を申し出るものとする。	った場合は、担当地区の部が避難誘導の	だい行政係職員は被害情報集約システム	に分け半分の人員を	休ませ8時間勤務体	
	土石流、浸水被害等予測される場合、	任務に従事する。	に入力・送信する。	制をとり従事する。		
	災害対策本部から避難指示が出された場	なお、長期にわたると判断した場合は	避難住民リストの報告についても同様	避難所設営に従事	している班は、避難	
	合は、関係地域住民の避難誘導をする旨、	団員を2班にわけ、8時間勤務体制をと	とする。	住民リストの報告を	する。	
	部長を通じて指示をする。	り従事する。				
	各部長から、村内各地で土砂災害、土	村内各地で、大小災害が発生し主要地	この段階では、災害が各地区で多発し、	この段階では、災害	害が各地区で多発し、	この段階では、災害が各地区で多発し、
	石流災害、浸水による被害が発生した旨	方道も通行不能状態になったような場	主要道路決壊やライフライン不通等、職	主要道路決壊断絶る	やライフライン不通	主要道路決壊断絶やライフライン不通
	の報告を受けた場合、また、災害規模が	合、災害対策本部は、村が定める地域防	員、消防団、消防職員だけでは対応でき	等、職員、消防団、	消防職員だけでは対	等、職員、消防団、消防職員だけでは対
	大きく救助を要するような災害が各地域	災計画に基づき自衛隊の派遣要請を行う	ない状況で、併せて地域住民の避難があ	応できない状況で、	併せて地域住民の避	応できない状況で、併せて地域住民の避
	で発生した旨の報告を受けた場合、団長	ため、各部は担当地域の災害箇所を図面	る場合は役割分担を明確にしておかなけ	難がある場合は役割	分担を明確にしてお	難がある場合は我が身の安全確保を第一
	は非常事態への移行を判断し、本部長、	にプロットし緊急を要すものから順に番	ればならないことから、本部班団員は各	かなければ成らない	ことから、我が身の	に地域住民は速やかに安全な場所に避難
	副村長、総務課長と協議し人命、身体及	号を付け災害対策本部に提出する。	避難所の物品の配布、調達に従事し、災	安全確保を第一に地	地住民は安全な場所	することが先決であり、ライフラインの
66 - FR 114	び財産の保護のため必要と認めた場合	なお、人命に関わるような場合は至急	害対策本部との連絡、報告を密にするも	に避難してもらう事	が先決であり、次に	復旧及び道路の復旧については、それぞ
第5段階	は、地域防災計画第3章第3項により自	対応すると共に現場指揮本部に報告し、	のとする。	ライフライン復旧は	関連事業所に、道路	れ応援協定に基づいて各事業所に要請
(レベル5)	衛隊派遣要請を行うものとする。	応援部隊が必要な場合はその旨を伝える	行政係職員は、本部災害情報を基に岐	復旧は建設事業者に	それぞれ応援協定に	し、さらに災害救助法の適用を受け自衛
(非常事態)	団長は、災害対策本部より自衛隊派遣	ものとし、二次災害に至らないよう団員	阜県を通じて災害救助法の手続きをと	基づいて要請し災害	※救助法の適用を受け	隊に派遣要請した場合は自衛隊が到着す
(避難)	要請がされた場合はその旨、副団長を通	の安全確保に努めて配慮し、部隊の単独	る。	 自衛隊に派遣要請し	た場合は、自衛隊が	るまでに確実に地域住民は避難所に避難
(自衛隊派遣)	じ各部長に伝達する。	行動はしないようにする。	自衛隊派遣要請した場合の野営場所	到着するまでに要請	ずる災害箇所を図上	する。
	なお、各地区の情報を基に被害状況を	自衛隊の案内に指名された団員は、本	は、総合運動場又ははなのき会館芝生広	 にプロットし明確に	しておき方面毎に現	
		部に行き、待っている場所、自衛隊の到			き災害対策本部には	
	番号をつけ、自衛隊の任務と消防団の任				現場との連絡を密に	
	務を分け、案内団員を各分団より人選し、			する。		
	指示を出し配置し、その旨を本部長に伝				場所は、総合運動場	
	えるものとする。				館芝生広場とするの	
				で、位置図を作製す		
				し、世国凶を作業す	ひよノ泪小どりる。	

4. 地震災害活動

(1)人員、準備品一覧

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意情報)	本 部 役 員 (自宅待機) 団 員 (連絡体制)	自 宅	役員装備 (携帯無線、笛、活動服、 ヘルメット、安全靴等)
レベル 2 (予知情報) (警戒宣言)	本 部 役 員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備(活動服、ヘルメット、安全靴等)
	本 部 役 員 (対策本部)	災害対策本部	その他(本部団員)
レベル 3 (本部設置)	団 員 (各部で待機)	各コミュニティー消防センター	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、 鋤簾、箕、バール、現場指揮本部 旗
レベル4	本部役員	災害対策本部	その他(本部団員)
(緊急事態)	団 員	各コミュニティー消防センター	ブルーシート、テント
レベル 5 (非常事態)	本部役員	災害対策本部	その他(本部団員)
(避 難) (自衛隊派遣)	団 員 応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ

- 注) 1. 注意情報、予知情報(警戒宣言)は、東海地震に関する情報である。
 - 2. レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意情報)	総務課職員 (担当職員)	役場庁舎	岐阜県総合防災ポータルにより 今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル2		役場庁舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、 公用車(広報車)
(予知情報) (警戒宣言)	本部員総務課職員	役場防災倉庫	チェーンソー、鋸、鉈、バール、 ボトルクリッパー、簡易リヤカ ー、エアーポンプ、ロープ
レベル3	本 部 員総務課職員本 部 団 員	役場庁舎	災害対策本部旗、災害対策本部看 板、公用車、移動式防災行政無線 固定局
(本部設置)		役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、 コードリール、ガソリンタンク、 懐中電灯
		役 場 庁 舎	応援要請書(自衛隊)、軽トラック
レベル4 (緊急事態)	全職員本部団員	役場防災倉庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、 日常生活用品、三角巾、ブルーシ ート、バリケード、トラロープ、 カラーコーン
レベル5		役 場 庁 舎	管内図、腕章
(非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役場防災倉庫	担架、寝袋

注)注意情報、予知情報(警戒宣言)は、東海地震に関する情報である。

(2) 段階別活動計画 [地震災害]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	東海地震や東南海地震等の発生に伴う	東海地震や東南海地震等の発生に伴う	東海地震や東南海地震等の発生に伴う	東海地震や東南海地震等の発生に伴う	東海地震や東南海地震による被害を最
	人的・物的被害の軽減のため、地震発生	人的・物的被害の軽減のため、地震発生	人的・物的被害の軽減のため、地震発生	人的・物的被害の軽減のため、地震発生	小限に抑えるため、一人ひとりが「我が
	までにとるべき災害予防対策と発生後の	までにとるべき災害予防対策と発生後の	までにとるべき災害予防対策と発生後の	までにとるべき災害予防対策と発生後の	身の安全は我が身で守る」という基本理
基本方針	災害応急対策を定める。	災害応急対策を定める。	災害応急対策を定める。	災害応急対策を定める。	念と防災知識を身に付ける。
					日頃から災害に対する備えを心がけ、
					生活単位となる、家庭・学校・職場等で、
					防災意識の啓発を図る。
	行政係職員から、「気象庁から東海地震	行政係職員から、「気象庁から東海地震	気象庁から東海地震に関する注意情報	行政係職員から、「気象庁から東海地震	総務課から、「気象庁から東海地震に関
	に関する注意情報が出された場合又は県	に関する注意情報が出された場合又は県	が出された場合又は県内で地震が発生	に関する注意情報が出された場合又は県	する注意情報が出された場合又は県内で
folio . PR PUI	内で地震が発生し、村地震計が震度3を	内で地震が発生し、村地震計が震度3を	 し、村地震計が震度3を観測したときは、	内で地震が発生し、村地震計が震度3を	地震が発生し、村地震計が震度3を観測
第1段階	観測した地震情報」を、防災行政無線、	 観測した地震情報」を、防災行政無線、	一行政係職員は速やかに防災行政無線、防	観測した地震情報」を、防災行政無線、	した地震情報」を、CATV、広報巡回
(レベル1)	防災メールにより伝達を受けた時は、消	防災メールにより伝達を受けた時は、消	 災メールにより住民及び消防団員、職員	防災メールにより伝達を受けた時は、総	車、防災メール等により伝達を受けた時
(注意情報)	防団本部役員は連絡を密にして何時でも	防団員は連絡を密にして何時でも出動で	に注意情報が発令された旨の情報伝達を	務課長は情報伝達を周知徹底させ状況に	は、家族間の連絡を密にして何時でも避
	出動できる体制を整える。	きる体制を整える。	周知徹底する。	より他の職員を動員できる体制を整え	難できる体制を整える。
				る。	事業所についても同じ。
	気象庁から全国瞬時警報システム等に	気象庁から全国瞬時警報システム等に	気象庁から全国瞬時警報システム等に	気象庁から全国瞬時警報システム等に	気象庁からの予知情報と警戒宣言が発
	より予知情報、警戒宣言が発令された場	より予知情報と警戒宣言が発令された場	より予知情報と警戒宣言が発令された場	より予知情報と警戒宣言が発令された場	令された場合又は県内で、震度4若しく
	合、又は県内で地震が発生し、村の地震	合又は県内で地震が発生し、村の地震観	合又は県内で地震が発生し、村の地震観	合又は県内で地震が発生し、村の地震観	は震度5弱の地震が発生したときは、慌
第2段階	観測計が震度4若しくは震度5弱を観測	測計が震度4若しくは震度5弱を観測し	測計が震度4若しくは震度5弱を観測し	測計が震度4若しくは震度5弱を観測し	てないで広い場所に避難する。
(レベル2)	したときは、村に地震警戒本部を設置す	たときは、村に地震警戒本部を設置する。	たときは、村に地震警戒本部を設置し、	たときは、村に地震警戒本部を設置する。	家にいた場合は、家族の安否確認後、
(予知情報)	る。	消防団員はコミュニティー消防センター待機	本部班団員は本庁に集合する。	村長、副村長、総務課長、本部員は役	火の元、ガスの元栓等確認し広く安全な
(警戒宣言)	消防団本部役員は、本庁に集合し、消	とし、指示があり次第集合する。	行政係職員は情報伝達を周知徹底す	場に集合する。	場所に避難する。
	防団員に情報収集させるため招集し会議		る。	他の職員は自宅待機とし何時でも参集	事業所においても従業員の安全第一に
	を至急行い、本庁から情報収集の指揮の			出来る状態に努める。	情報伝達し速やかに避難する。
	とれる体制をとる。				
	各部が情報収集を行い、災害が発生し	各部が情報収集を行い、災害が発生し	消防団が情報収集を行い、災害及が発	災害及び火災が発生したとの報告があ	家や事業所にいて突発的な地震が発生
	たとの報告があった場合、又は地震に伴	たとの報告があった場合、又は地震に伴	生したとの報告があった場合、又は地震	った場合、村長、副村長、総務課長は協	した場合、「身の安全を確保する」を第一
	う火災が発生したと報告があった場合、	う火災が発生したと報告があった場合、	に伴う火災が発生したと報告があった場	議し直ちに災害対策本部を設置し全職員	優先とし、以下のような行動を行い、避
	至急部隊を現場に向かうよう指示を出	村は災害対策本部を設置するので消防団	合、役場に災害対策本部を設置し、本部	を参集、職員は班で行動し各方面の情報	難所へ避難する。
	す。	は至急部隊を結成し現場指揮本部の指示	班団員は役場の防災倉庫より必要物品を	収集に従事し、地震に伴う火災を発見し	(1~2分の間)
	村内の全ての状況が把握できない場合	により現場に向かい、被害状況、道中状	それぞれの本部に準備する。	た場合は災害対策本部に報告し初期消火	揺れがおさまったら、火の始末や脱出
	は、全ての部を第一発見現場に向かわせ	況等をその都度、部長に報告する。	行政係は被害情報集約システムに必要	するが、消防団が現着した時点で現場を	口を確保する。
第3段階	る事のないよう村全体の被害状況を把握	報告を受けた部長はまとめて現場指揮	事項を入力・送信する。	任せ、初期の任務に従事する。	(3分後)
(レベル3)	した後、部を各方面へ動員する。	本部に報告する。	行政係職員は情報集約し、防災行政無	なお、招集がかかり災害対策本部に向	みんなの安全を確認し、火が出たら初
(本部設置)	この段階で村に災害対策本部が設置さ	部隊は人命に関わる場合を除き、火災	線、防災メールを使い伝達する。	かう場合、道路状況が分からないため出	期消火、ラジオをつける、靴を履くなど
	れる。	などを発見した場合は、消火作業をしな		来る限り周りの状況を確認し記録してく	無理をせず避難する。
		いで現場指揮本部に連絡し、応援部隊を		るように心がけ、人命に関わる現場を発	この場合、飲料水や食料等の備蓄品を
		呼ぶ。		見したら迷わず従事する。	持って行く。
		状況により、初期消火作業をした方が		連絡出来る手段があればその旨連絡す	周りの状況を判断し、人命に関わるよ
		良いと判断した場合は発見現場に従事		る。	うな場合は、お互い助け合う。
		し、他の部隊が初期任務の現場に急行す		村長、副村長、総務課長は自主避難し	初期消火等も出来る限り協力する。
		る。		ている住民の把握するため、各避難所に	

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職	員	R3 年度版(資料編) 地域住民・地域事業所
	THINA	ETTHY EX	THE HANDE	対し動員する。	~	
	村内各地で災害や火災が発生し災害対	村内各地で災害や火災が発生した場	村内各地で災害や火災が発生した場			│ │ 避難所に向かう途中では、余震に注意
	策本部から避難指示、避難誘導が発令さ	合、災害対策本部から避難指示が発令さ	合、災害対策本部から避難指示が発令さ		、総務課長は地域住民	し、正しい情報を確認するとともに、隣・
	れた場合、地域住民を安全な場所に避難		れた場合、行政係職員は被害情報集約シ		難させる事を第一に、	近所で助け合う。
	させるよう、各部に避難誘導活動を指示	部隊は地域住民を安全な場所に避難させ	ステムに入力する。	避難指示発令を行		また、避難所に着いたら、村の職員や
	する。	るため避難誘導に従事する。	本部班団員は避難所の必要物品リスト		ている職員は引き続き	消防団員の指示に従う。
	その他の部は順次消火活動を展開さ				スト(任意様式)及び	村内各地で災害、火災が発生している
	せ、人命救助を第一に活動するよう指示		所に配布する。		作成し本部に報告す	場合、人員が限られており救助、消火活
	を出し、最も被害のひどい箇所や、延焼	3.	必要物品については、役場の防災倉庫			動の対応が遅れることが予測されるた
	拡大の恐れの多い箇所を優先させるよう	へ。 人命救助を第一に活動するようにし、	より調達し、不足している物は最寄りの		を第一に活動するよう	め、自助・共助の考えに基づき我が身の
	指示を出し、一箇所に集中しないように	最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐				安全確保を第一に避難する人と救助活動
 第4段階	する。	れの多い箇所を優先させる。	自衛隊、県及び他市町村に対する応援		所を本部に連絡するよ	や初期消火活動に従事する人に分かれ行
(レベル4)	この段階では、消防団だけでは対応で		要請の指示があった場合、行政係職員は、	うにする。		動する。
(緊急事態)	きない状況であるので、消防団 0.8.や、		地域防災計画の「地震対策編第3章第1		所に集中しないように	地区においては人員を確認し、被害状
()(10.11.11.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.1	事業所に協力を得るようにし、村災害対	判断した場合は、現場指揮本部に状況を	項第2節災害応援要請(41~44 ページ)			況を調査しておく。
	策本部に対し、状況を報告する。	報告し応援を要請する。	に基づいて行う。		火災が発生しており職	-
	災害対策本部が村内の防災機関だけで	現場指揮本部から、自衛隊派遣要請を				確認後、状況判断し安全確保を図った上
	対応出来ないと判断したときは自衛隊派		場合、野営場所となる総合運動場を開放		、村災害対策本部に状	で救助活動及び初期消火活動に従事す
	遣要請を行うと伝達があった場合、現場	行すると判断し、各部長は災害箇所に優	する。	況を報告する。	(11) C [17] (F F F F F F F	الله الله الله الله الله الله الله الله
	指揮本部は、各部長に優先番号をつけた	先番号をつけた図面を作成すると共に案	・	,, , , , _ ,	長、副村長、総務課長	なお、村内全域で災害、火災等が発生
	図面を作成すると共に案内団員の人選を	内団員の人選をする。	の指示に従う。		隊派遣要請の指示をす	し対応しきれないと判断したときは非常
	するよう指示をする。		12.1. 12.2.0	る。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	事態とし、自衛隊派遣要請をするので、
						引き続き救助活動等行うが、災害対策本
						部から指示が出た場合は従う。
	この段階では村内各地で災害が多発し	この段階では村内各地で災害が多発し	この段階では村内各地で災害が多発し	自衛隊派遣要請	を指示した段階で壊滅	避難所にいる場合は、村の職員や消防
	ており壊滅状態になる恐れがあり、自衛	ており壊滅状態になる恐れがあり、自衛	 ており壊滅状態になる恐れがあり、自衛	状態に近く非常事	態とし、村長、副村長、	 団員の指示に従うとともに、親戚や知人
	隊が到着するまでに、人員配置、活動体	隊が到着するまでに、人員配置、活動体				
	制を再度整えるようにする。	制を整えるようにする。	 活動体制を整えるので、本部班団員は消	番号を付けた図面	を作成するよう総務課	家や事業所にいる場合は、ラジオなど
	図上に被災箇所をプロットし、人命を	部長は、被害状況をまとめ、図上に被		員に指示を出す。		で災害情報を聞くとともに、飲料水や食
	優先させ番号を付ける。	災箇所をプロットし、人命を優先させ番	行政係職員は被害情報集約システムに	災害対策本部は	、作成された図面を下	料等の備蓄品を用意して、避難所へ行き、
第5段階	人命救助に重点をおき、地域住民、事	号を付けるよう団員に指示をする。	 避難状況、必要物品等を入力する。	に自衛隊に要請す	る災害箇所を協議決定	村の職員や消防団員の指示に従う。
(レベル5)	業所に初期消火を依頼するよう指示を出	人命救助に重点をおき、地域住民、事	県内外市町村からの救援物資について	する。		避難所において協力して出来る事は自
(非常事態)	し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平	業所に初期消火を依頼するよう指示が出	の、集積、集配ははなのき会館とするの	マスコミ対応は	総務課長が行うものと	分達で行う。
(避 難)	行させる。	された場合、現場に責任者を置き、人命	で、本部班団員は看板及び救援物資リス	する。		人命救助等に従事している者は、消防
(自衛隊派遣)	自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞ	救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、	ト(任意)作成し集積業務に従事する。	災害対策本部は	、CATV告知端末、	団、消防署、自衛隊が到着した場合は速
	れ案内団員をつけ、救助にあたる。	自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ	行政係職員は、職員、消防団、地区か	防災行政無線、防	災メール・災害情報緊	やかに詳細を伝達し、指示に従うものと
	野営場所は、神土が総合運動場、越原	案内団員をつけ救助にあたる。	らの被害状況をまとめ被害情報集約報シ	急連絡メール等を	有効活用情報提供に心	する。
	は越原運動場、五加は五加運動場に設営	野営場所は、神土方面は総合運動場、	ステムに入力する。	がける。		
	するよう案内する部長に指示をする。	越原方面は越原運動場、五加方面は五加		職員は、避難所	、救援物資集積場、広	
		運動場に設営するよう案内団員が現場ま		報等に分かれて従	事する。	
		で案内する。				

5. 航空機事故災害活動

(1)人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段階		人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル 4 (本部設置) (緊急事態)		本部役員	災害対策本部	役員装備(携帯無線、笛、活動服、 ヘルメット、安全靴等) 団員装備(活動服、ヘルメット、 安全靴等)
		(対策本部) 団 員	各コミュニティー消防センター	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、 バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、その他(本 部団員)、発電機、投光器
レベル 5 (非常事態)	本部役員	災害対策本部	その他(本部団員)
(避 難) (自衛隊派遣)		団 員 応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ、看板

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
		災害対策本部	職員装備(防災服、ヘルメット、 足元の安全等)管内図
レベル 4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 員 (対策本部) 全 職 員 本 部 団 員	役場防災倉庫	ゴーグル、チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、ロープ、災害対策本部旗、看板、ブルーシート、テーブル、ハンドマイク、ボルトクリッパー、発電機、投光器、チェーンカッター、街頭消火器(現場付近より)
レベル5	本 部 員	災害対策本部	応援要請書 (自衛隊)、腕章
(非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	(対策本部) 全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、 毛布、寝袋、三角巾、リュックサ ック、給水袋

(2) 段階別活動計画 [航空機事故]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	村内で航空機が墜落した場合は、その	村内で航空機が墜落等した場合、その	村内で航空機が墜落等した場合、緊急	村内で航空機事故等が発生した場合	現場付近の住民は自己防衛に心がけ現
	時点で緊急事態であり、村は災害対策本	時点で緊急事態であり、村は災害対策本	事態であり、村長、副村長、総務課長の	は、緊急事態であり、災害対策本部設置	場には近づかないようにするが、地域に
	部を設置し、防災行政無線及び防災メー	部を設置し、防災行政無線及び防災メー	指示により速やかに、本庁に災害対策本	となり、災害対策本部設置を行政係職員	おいて飛び火等により火災等発生した場
	ルにより消防団に情報伝達する。	ルにより団員に情報伝達する。	部を設置すると共に、防災行政無線、防	に指示し、全職員に対し招集の指示を出	合は初期消火活動に心がける。
	至急役員は現場を確認し、現場指揮本	連絡を受けた場合は、各自装備し指定	災メールにより情報伝達する。	す。	爆発等により延焼の恐れがある場合は
第4段階	部設置を行政係職員に指示する。	された場所に集合し現場指揮本部に人員	その状況を県に報告すると共に関係機	職員は村災害対策本部に参集し、地域	村職員、消防団員の指示に従い速やかに
第4段階 (レベル4)	救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等	報告し指示を仰ぐ。	関に連絡する。	防災計画の「一般対策編第1章第5節東	避難する。
(本部設置)	必要に応じ結成させる。	火災が発生した場合は消火活動を展開	本部班団員は状況に応じ必要物品を防	白川村災害対策本部の組織3. 分担任務	現場の状況により、重機、スプレッダ
(緊急事態)	火災が発生した場合は消火活動を展開	するが、人命救助を第一に活動するよう	災倉庫より調達し災害対策本部に持参す	(14~17ページ)」に基づいて活動する。	ー、カッター等必要になった場合、事業
(系心争態)	させるが、人命救助を第一に活動するよ	にする。	る。	現場の状況により村長、副村長、総務	所に依頼するので出来る範囲で協力す
	う指示する。	消防団だけでは対応できない場合は、	現場が国道、県道等の付近であった場	課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定し	る。
	消防団だけでは対応できない状況であ	現場指揮本部に状況を報告し応援を要請	合は交通整理に従事する。	た場合は行政係職員に指示を出す。	
	る場合は、消防団 0.B. や、事業所に協力	する。	災害対策本部より自衛隊派遣要請があ	総務課職員数名は災害対策本部の指示	
	を得るようにし、村災害対策本部に対し	必要物品がある場合も現場指揮本部に	った場合、行政係職員は速やかに派遣要	により、電話等の対応をする。	
	状況を報告する。	連絡する。	請をする。		
	災害対策本部が自衛隊派遣要請をした	災害対策本部が自衛隊派遣要請をした	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態
	段階で非常事態とする。	段階で非常事態とする。	であり、被災者情報、被害状況の把握に	であり、災害対策本部は被災者の救助・	であり、災害対策本部は被災者の救助・
	航空機が墜落炎上し、死傷者が多数発	各部長は現場指揮本部に現場状況(詳	努める。	救急活動を行うとともに、被害状況の把	救急活動を行うが、延焼等により関係地
	生した場合は、自衛隊が到着するまでに、	細)を報告し自衛隊等が到着するまでに、	避難所設営、応急救護所設営の指示が	握に努める。	区において避難する必要がある場合、村
	人員配置、活動体制を整え総力を上げて	人員配置、活動体制を整え総力を上げ救	あった場合、本部班団員は必要物品を近	避難所設営、応急救護所について災害	職員、消防団員、消防職員の指示に従い
	救助、救出、消火活動するように指示を	助・救出、消火活動を行うようにする。	くの防災倉庫より調達する。	対策本部は速やかに協議し、職員指示す	避難する。
	出す。	現場指揮本部より避難誘導の指示があ	行政係職員は、避難者リスト及び救護	る。	(避難誘導は消防団員が行う。)
第5段階	各部長から報告を受けた現場指揮本部	った場合、避難誘導は担当の部が従事す	者リストの報告を受け、被害情報集約シ	避難所、応急救護所に従事する職員は	応援協定に基づき重機等依頼を受けた
(レベル5)	は図上に事故箇所をプロットし、人命救	る。	ステムに入力する。	避難者リスト及び救護者リストを作成し	事業所においては、現場指揮本部の指示
(非常事態)	助に重点をおくよう指示し、人命救助部	現場に責任者を置き、人命救助部隊、	本部班団員は自衛隊の野営場所(現場	本部に報告するものとする。	に従う。
(避 難)	隊、消火部隊の行動を平行させる。		が神土の場合は総合運動場、越原の場合		
(自衛隊派遣)	自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞ	着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案	は越原運動場、五加の場合は五加運動場)	般対策編第1章第5節東白川村災害対策	合は協力体制をとるものとする。
	れ案内団員をつけ救助、救出にあたるよ	内団員をつけ救助にあたる。	を確保する。	本部の組織3. 分担任務(14~17 ペー	
	うに指示を出す。		本部班団員は状況に応じ、担架、リヤ	ジ)」に基づいて活動する。	
	延焼などにより風下地区住民に被害が		カー等を現場指揮本部に搬入する。	職員は消防団員と協力して、被災現場	
	及ぶと判断した場合は避難誘導に従事す		必要物品が村内で調達できない場合は	周辺の住民に対して、被災の状況や避難	
	るよう担当の部に指示を出す。		近隣市町村で調達する。	に関する情報を、広報車などにより伝え	
				る。	
				マスコミへの対応は総務課長が行う。	

6. 大交通事故災害活動

(1)人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル 4 (本部設置)	本 部 役 員 (対策本部) 団 員	災害対策本部	役員装備(携帯無線、笛、活動服、 ヘルメット、安全靴、手袋等) 団員装備(活動服、ヘルメット、 安全靴、手袋等)
(緊急事態)		各コミュニティー消防センター	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、 バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、ロープ、 その他(本部団員)
レベル 5 (非常事態)	本部役員	災害対策本部	その他(本部団員)
(避 難) (自衛隊派遣)	団 員 応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ、看板

注)レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部 (バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害)

② 防災当番、職員、本部団員

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
		災害対策本部	職員装備(防災服、ヘルメット、 足元の安全等)
レベル 4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 員 (対策本部) 全 職 員 本 部 団 員	役場防災倉庫	ゴーグル、チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、掛矢、ブルーシート、テーブル、災害対策本部旗、看板、ハンドマイク、ボルトクリッパー、発電機、投光器、チェーンカッター、街頭消火器(現場付近より)
レベル5	本 部 員 (対策本部)	災害対策本部	応援要請書 (自衛隊)、腕章
(非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、 毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカ ー

注)レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部 (バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害)

(2) 段階別活動計画 [大交通事故災害]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	村内でバス転落事故やタンクローリー	村内でバス転落事故やタンクローリー	村内でバス転落事故やタンクローリー	村内でバス転落事故やタンクローリー	現場付近の住民は自己防衛に心がけ現
	横転事故が発生した場合、緊急事態であ	横転事故が発生した場合、その時点で緊	横転事故が発生した場合、緊急事態であ	横転事故が発生した場合は、緊急事態で	場には近づかないようにするが、地域に
	り、速やかに村は災害対策本部を設置す	急事態であり、村は災害対策本部を設置	り、村長、副村長、総務課長の指示によ	あり、災害対策本部設置となり、災害対	おいて飛び火等により火災等発生した場
	る。	し、防災行政無線及び防災メールにより	り速やかに、本庁に災害対策本部を設置	策本部設置を村長、副村長、総務課長は	合は初期消火活動に心がける。
	防災行政無線、防災メール等で情報伝	団員に情報伝達する。	すると共に、防災行政無線、防災メール	行政係職員に指示し、全職員に対し招集	爆発等により延焼の恐れがある場合は
	達を受けた役員は装備し現場に向かい確	連絡を受けた場合は、各自装備し指定	により情報伝達する。	の指示を出す。	村職員、消防団員の指示に従い速やかに
	認後、現場指揮本部位置を決定し、現場	された場所に集合し現場指揮本部に到着	事故状況を県に報告すると共に関係機	職員は村災害対策本部に参集し、地域	避難する。
	指揮本部設置を行政係職員に指示する。	人員の報告し指示を仰ぐ。	関に連絡する。	防災計画の「一般対策編第1章第5節東	現場の状況により、重機、スプレッダ
第4段階	救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等	火災が発生した場合は消火活動を展開	本部班団員は状況に応じ必要物品を防	白川村災害対策本部の組織3. 分担任務	ー、カッター等必要になった場合、事業
(レベル4)	必要に応じ結成させる。	するが、人命救助を第一に活動するよう	災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持	(14~17ページ)」に基づいて活動する。	所に依頼がありますので出来る範囲で協
(本部設置)	火災等が発生した場合は消火活動を展	にする。	参する。	現場の状況により村長、副村長、総務	力するものとする。
(緊急事態)	開させるが、人命救助を第一に活動する	消防団だけでは対応できない場合は、	現場の状況により交通整理に従事す	課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定し	
	よう指示する。	現場指揮本部に状況を報告し応援を要請	る。	た場合は行政係職員に指示を出す。	
	消防団だけでは対応できない状況であ	する。	災害対策本部より自衛隊派遣要請があ	総務課職員は災害対策本部の指示によ	
	る場合は、消防団 0.B. や、事業所に協力	必要物品がある場合も現場指揮本部に	った場合、行政係職員は速やかに県に対	り電話等の対応をする。	
	を得るようにし、村災害対策本部に対し	連絡する。	し自衛隊派遣要請し被害情報集約システ		
	状況を報告する。		ムに入力する。		
	分団に消火隊を結成させ火災が発生した				
	場合は消火活動を展開させるが、人命救				
	助を第一に活動するよう指示する。				
	バス転落事故やタンクローリー横転事	災害対策本部が自衛隊派遣要請をした	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態	自衛隊派遣要請をした段階で非常事	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態
	故等により、死傷者が多数発生した場合	段階で非常事態とする。	であり、被災者情報、被害状況の把握に	態であり、災害対策本部は被災者の救	であり、災害対策本部は被災者の救助・
	や爆発炎上した場合は、自衛隊が到着す	各部長は現場指揮本部に現場状況(詳	努める。	助・救急活動を行うとともに、被害状況	救急活動を行うが、延焼等により関係地
	るまでに、人員配置、活動体制を整え総	細)を報告し自衛隊等が到着するまでに、	避難所設営、応急救護所設営の指示が	の把握に努める。	区において避難する必要がある場合、村
	力を上げて救助・救出、消火活動するよ	人員配置、活動体制を整え総力を上げ、	あった場合、本部班団員は必要物品を近	避難所設営、応急救護所について災害	職員、消防団員の指示に従い避難する。
	うに指示する。	救助・救出、消火活動るようにする。	くの防災備蓄倉庫より調達する。	対策本部は速やかに協議し、防災当番に	(避難誘導は消防団員が行う。)
	各部長から報告を受け、図上に事故箇	現場指揮本部より避難誘導の指示があ	行政係職員は、避難者リスト及び救護	指示する。	応援協定に基づき重機等依頼を受けた
第5段階	所をプロットし、人命救助に重点をおく	った場合、避難誘導は担当地区の部が従	者リストの報告を受け、被害情報集約シ	避難所、応急救護所に従事する職員は	事業所においては、現場指揮本部の指示
 	よう指示し、人命救助部隊、消火部隊の	事する。	ステムに入力する。	避難者リスト及び救護者リスト(任意様	に従う。
,	行動を平行させる。	現場に責任者を置き、人命救助部隊、	本部班団員は自衛隊の野営場所(現場	式)を作成し本部に報告するものとす	炊き出し、必要物品の依頼があった場
(非常事態)	自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞ	消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到	が神土の場合は総合運動場、越原の場合	る。	合は協力体制をとるものとする。
(避難)	れ案内団員をつけ救助にあたるように指	着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案	は越原運動場、五加の場合は五加運動場)	参集した各職員は、地域防災計画の	
(自衛隊派遣)	示を出す。	内団員をつけ救助にあたる。	を確保する。	「一般対策編第1章第5節東白川村災	
	延焼などにより風下地区住民に被害が		本部班団員は状況に応じ、担架、リヤ	害対策本部の組織3. 分担任務(14~17	
	及ぶと判断した場合は避難誘導に従事す		カー等を現場指揮本部に搬入する。	ページ)」に基づいて活動する。	
	るよう担当部に指示を出す。		必要物品が村内で調達できない場合は	職員は消防団員と協力して、被災現場	
			近隣市町村で調達する。	周辺の住民に対して、被災の状況や避難	
				に関する情報を、広報車などにより伝え	
				る。	
				マスコミへの対応は総務課長が行う。	

7. 化学物質流出事故災害活動

(1)人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段階	人員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 役 員 (対策本部)	災害対策本部	役員装備 (携帯無線、笛、訓練服、 ヘルメット、安全靴、手袋等) 団員装備 (訓練服、ヘルメット、 安全靴、手袋等)
()(1,1,1,1)	団員	各コミュニティー消防センター	スコップ、土嚢袋、現場指揮本部 旗、ブルーシート、テント、ロー プ、その他(本部団員)
レベル 5 (非常事態)	本部役員	災害対策本部	その他(本部団員)
(避難) (自衛隊派遣)	団 員 応援要請人員	各コミュニティー消防センター	ロープ、看板

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部

(多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害)

② 防災当番、職員、本部団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
		災害対策本部	職員装備(防災服、ヘルメット、 安全靴等)応援要請書(自衛隊)
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 員 (対策本部) 全 職 員 本 部 団 員	役場防災倉庫	ゴーグル、スコップ、バール、掛 矢、ボトルクリッパー、ハンドマ イク、ブルーシート、テント、テ ーブル、災害対策本部旗、看板、 投光器、発電機、コードリール、 チェーンカッター、土嚢袋
レベル5	本 部 員 (対策本部)	災害対策本部	腕章
(非常事態) (避 難) (自衛隊派遣	全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、 毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカ ー、砂

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部

(多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害)

(2) 段階別活動計画 [化学物質流出事故災害]

. ,	活動計画 化字物質流出事故炎告	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
	村内で化学物質流出事故が発生した場	村内で化学物質流出事故が発生した場	村内で化学物質流出事故が発生した場	村内で化学物質流出事故が発生した場	B CATV告知端末、防災行政無線、防
	合、緊急事態であり、速やかに村は災害	合、その時点で緊急事態であり、村は災	合、緊急事態であり、村長、副村長、総	合は、緊急事態であり、災害対策本部記	災メール、広報車により化学物質流出を
1	対策本部を設置する。	害対策本部を設置し、防災行政無線及び	務課長の指示により速やかに、本庁に災	置となり、災害対策本部設置を村長、副	川 知った時は、人体への影響、爆発炎上、
	防災行政無線、防災メール等で情報伝	防災メールにより団員に情報伝達する。	害対策本部を設置すると共に、防災行政	村長、総務課長は行政係職員に指示し、	延焼等の恐れがあるので、現場には近づ
	達を受けた役員は装備し現場に向かい確	連絡を受けた場合は、各自装備し指定	無線、防災メールにより住民、職員、団	全職員に対し招集の指示を出す。	かず、我が身の安全を確保するため情報
	認後、現場指揮本部位置を決定し、現場	された場所に集合し現場指揮本部に到	員に情報伝達する。	職員は村災害対策本部に参集し、地域	以集に努める。
第4段階	指揮本部設置を行政係職員に指示する。	着、人員報告し指示を仰ぐ。	その状況を県に報告すると共に関係機	防災計画の「一般対策編第1章第5節頁	運 避難する必要があると感じた場合は、
第4段階(レベル4)	火災、爆発等が発生した場合は消火活	火災、爆発等が発生した場合は消火活	関に連絡する。	白川村災害対策本部の組織3. 分担任務	村職員、消防団員、消防職員の指示に従
(本部設置)	動を展開させるが、団員の安全を第一に	動を展開するが、常に団員の安全第一に	本部班団員は状況に応じ必要物品を防	(14~17ページ)」に基づいて活動する	。 い避難する。
(緊急事態)	活動するよう指示する。	活動するようにし危険を感じた場合は近	災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持	現場の状況により村長、副村長、総務	後 (避難誘導は消防団員が行う。)
(糸心事態)	消防団では対応できない状況である場	づかないようにする。	参する。	課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定し	村より避難指示が発令された場合も同
	合は、消防団 0.B. や、事業所に協力を得	消防団では対応できない場合は、現場	現場が国道、県道等の付近であった場	た場合は行政係職員に指示を出す。	様とする。
	るようにし、村災害対策本部に対し状況	指揮本部にその状況を報告し応援を要請	合は交通整理に従事する。	総務課職員数名は災害対策本部の指売	7
	を報告する。	する。	災害対策本部より自衛隊派遣要請があ	により電話等の対応をする。	
		必要物品がある場合も現場指揮本部に	った場合、行政係職員は速やかに派遣要		
		連絡する。	請し被害情報集約システムに入力する。		
	化学物質流出し爆発炎上、地域に被害				
	拡大した場合、自衛隊派遣要請した場合		であり、被災者情報、被害状況の把握に		
	は、非常事態とする。	各部長は現場指揮本部に現場状況(詳			己 合は救助・救急活動を行うが、延焼、爆
		細)を報告し自衛隊等が到着するまでに、	避難所設営、応急救護所設営の指示が		発等により関係地区において避難する必
	活動体制を整えるようにする。	人員配置、活動体制を整えるようにする。	あった場合、本部班団員は必要物品を近		F 要がある場合、避難指示が出すので、村
	必要に応じ、人命救助部隊、消火部隊				□ 職員、消防団員、消防職員の指示に従い
		った場合、避難誘導は担当地区の部が従			速やかに避難する。
 第5段階	す。	事する。	者リストの報告を受け、被害情報集約シ		は(避難誘導は地区消防団員が行う。)
(レベル5)	各部長から報告を受け、図上に流出箇		ステムに入力する。	避難者リスト及び救護者リスト(任意権	
(非常事態)		消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到			- けた事業所においては、現場指揮本部の
(避難)		着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案			指示に従う。
(自衛隊派遣)	火部隊、復旧部隊の行動を平行させる。		は越原運動場、五加の場合は五加運動場)		
	自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞ		を確保する。		の依頼があった場合は協力体制をとるも しょ。
	れ案内団員をつけ救助、復旧にあたるよ			害対策本部の組織3. 分担任務(14~1	7 のとする。
	うに指示を出す。		カー等を現場指揮本部に搬入する。	ページ)」に基づいて活動する。	
	延焼などにより風下地区住民に被害が		必要物品が村内で調達できない場合は		
	及ぶと判断した場合は避難誘導に従事す		近隣市町村で調達する。	周辺の住民に対して、被災の状況や避難	
	るよう担当分団に指示を出す。			に関する情報を、広報車などにより情報	以
				を伝達する。	
				マスコミへの対応は総務課長が行う。	